

# 学校防災活動マニュアル

## 【資料編】

### H27.10（分冊版）

平成27年10月の「学校防災活動マニュアル」改訂にあわせ、各種様式や資料等を本編とは切り離し、資料編として分冊として整理しました。

各学校で作成している「学校防災活動マニュアル」を補完する資料として活用ください。

今後も、必要に応じて、随時更新・追加・見直しを行い、情報提供していきます。

なお、組織改編等で課名等が変更した場合の情報は、資料編の情報として反映します。

平成27年10月 教育局総務室

平成27年〇月

# 目次

---

## 【様式等】

・被害状況等報告書（様式）	1
・財産損害発生・事故発生速報（様式）	2
・東海地震に関連する情報及び警戒宣言による避難・誘導等状況報告書（様式）	3
・臨時休業実施報告書（様式）	4
・児童生徒等の引渡しカード（例：氷取沢高校の「生徒緊急避難票」）	6
・被害状況等記録用紙	7

## 【通知・取扱等】

・災害時の県立高校等の活用について（通知）	11
・神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則・運用（臨時休業関係）	12
・県立特別支援学校の対応について（事務連絡）	14
・（例）（市町村教委あて）公立学校の措置状況について（事務連絡）	15
・地域と連携した防災訓練の実施について（事務連絡）	16
・災害時の連絡方法（災害用伝言ダイヤル等）	17
・災害時緊急連絡システム（エマージェンシキャストⅡ）マニュアル	26
・エマージェンシキャストⅡによる臨時休業等調査	40
・県災害対策本部教育部の組織及び分担業務（平成27年6月1日）	43
・災害対策本部配備基準（勤務時間外・休日）	45
・避難所マニュアル策定指針の概要	46
・避難所運営計画（例）	49
・協定書（例）	52

## 【津波関係】

・津波警報・注意報、津波情報、津波予報について	57
-------------------------	----

## 【東海地震関係】

・東海地震とは	61
・警戒宣言が発表された場合の交通機関に関する情報	64

**【風水害（土砂災害）関係】**

- ・風水害に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- ・土砂災害に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- ・特別警報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

**【火山災害関係】**

- ・噴火警戒レベル（警戒が必要な範囲、とるべき防災対応）・・・・・・ 79
- ・富士山の噴火警戒レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- ・箱根山の噴火警戒レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- ・降灰予報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
- ・主な火山被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

**【その他】**

- ・参考となるホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91



**【様式等】**



(様式)

## 被害状況等報告書

		年 月 日	午前 午後	時現在	学校番号	
学校名		(課程: )			報告者 職氏名	
死亡者数	教職員	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、合計 名				
	児童生徒等	名				
負傷者数	教職員	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、合計 名				
	児童生徒等	名				
施設等の状況	・被害なし ・軽微な被害 ・改修が必要な被害 ・改築が必要な被害 (施設被害状況記入欄)  [現在の児童生徒等集合場所]					
参集状況	自校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)				
	他校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)				
休校等の状況	・普通授業 ・休校 ・その他( ) (休校等の状況記入欄)  ・授業再開の予定年月日 月 日					
避難所開設	避難者数 名					
	供与施設	・体育施設 ・武道場 ・普通教室( 教室) ・特別教室( ) ・その他( )				
備考						

(様式)

### 財産損害発生・事故発生速報

まなびや計画推進課長 殿

(教育機関の名称) \_\_\_\_\_

課長	副課長	課員(財産管理グループ)	受信者	受信日時						
				平成 年 月 日( ) 午前・午後 時 分 受信						
		課員(技術グループ)								
施設名	電話		連絡者							
災害の種類	地震	台風	強風	大雨	落雷	火災	破壊	侵入	設備事故	その他( )
発生日時等	平成 年 月 日( )	午前・午後	時	分	ころ	発生・発見				
	平成 年 月 日( )	午前・午後	時	分	ころ	発見者( )				
発生場所 (図参照)										
発生の原因										
損害状況 (被害状況)										
	近隣住民・民家等対人・対物損害の有無 有、無					有の場合 その状況		別紙のとおり (任意の様式で可)		
推定損害額 (見積状況)										
事後措置 (復旧措置) (安全対策)										
関係機関 への 連絡	警察	平成 年 月 日 警察署へ届出								
	他課	課 月 日連絡済み								
	その他	月 日								

(様式)

東海地震に関連する情報及び警戒宣言による避難・誘導等状況報告書

				学校番号	
学校名	(課程: )			報告者 職氏名	
報告日時	平成 年 月 日	午前 午後	時 分	第 回報告	
対策本部設置状況	設置済 ・ 未設置				
児童生徒等の 状況  *その他は、欠席 等で学校の管理下 にない児童等の数	学年	在籍	保護	下校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	合計				
保護した児童生徒等の状況(具体的理由等)					
学校と地域・住民等の状況(避難所対応等)					

第 号  
平成 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県立 高等学校長

臨時休業実施報告書

次のとおり臨時休業を行ったので報告します。

臨時休業を行った期日	月 日( )
臨時休業を行った理由	
臨時休業を行ったことに伴う措置	
参 考 事 項	

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県立 学校長

臨 時 休 業 実 施 報 告 書

次のとおり臨時休業を行ったので報告します。

臨時休業を行った期日	月 日から 月 日まで 日 (授業日 日を除く。)
臨時休業を行った理由	
臨時休業を行ったことに伴う措置	
参考事項	

## 生徒緊急避難票(氷取沢高校)

出身中学	立			中学校	性別	男	女	← ○をつける
1年	組番	担任		生年月日	平成	年	月	日
2年	組番	担任						
3年	組番	担任		自宅電話番号	( )	-		
ふりがな				ふりがな				
氏名				保護者氏名				
緊急連絡先①	( )	-	( )	続柄	自宅最寄り駅	線	駅	
緊急連絡先②	( )	-	( )	続柄	最寄りのバス停			
通学方法	徒歩・自転車・バス・京急・JR・地下鉄・その他( )					通学時間	全て徒歩の場合	
該当するもの全てに○						時間	分	時間
氷取沢高校の電子掲示板を携帯電話などで見ることができるか				(できる・できない)	← ○をつける			
備考	QRコード → (右のコードを携帯電話で読み取ってください)							
氷取沢高校の一斉配信メールを登録するか。				(する・できない)	← ○をつける			
氷取沢高校「まちcomiメール」登録用アドレス				***@machicomi.jp	← 空メールを携帯から送ってください			
緊急時、学校から自宅又は避難場所までの移動方法で該当する数字に○を付けてください。								
県内で震度5強以上の地震を観測した場合などは、自宅へ帰宅せず、地域の指定避難場所へ移動することが定められています。								
1	自力で(徒歩、自転車)移動する			・前提として、帰宅可能か等安全が確認されるまでは、本校もしくは地区指定の避難場所(旧氷取沢小学校)で保護しています。				
2	保護者が学校で引き取りに来て移動する							
3	移動せずに氷取沢高校で保護							
4	その他(具体的に: )							
緊急時、家族と落ち合う場所の数字に○を付けてください。								
1	自宅							
2	自宅付近の指定避難場所							
3	保護者の職場							
4	その他(具体的に: )							
自宅付近の指定避難場所の名前を記入してください。 ※各ご家庭でパソコン・携帯等で確認してください。								
いつとき一時避難場所	(自治会が指定した一時的な避難場所。グラウンド、公園など。時間を経て広域避難場所へ移動する。)							
震災時避難場所	(災害時に火災等におかされることなく、安全が確保できる一時的な避難場所)(備蓄なし)							
広域避難場所	(地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。)(備蓄あり)							

**提出用 月 日( )までに、担任まで提出してください。**

被害状況等記録用紙

**【児童生徒・教職員等】**

1 児童生徒の安否状況

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
全児童生徒数							名
被害なし							名
軽傷							名
重傷							名
負傷程度不明							名
死亡							名
所在不明							名

2 教職員の状況

在籍数	被害なし	負傷者			死亡	所在不明
		重傷	軽傷	負傷の程度不明		

(参考) 夜間・休日の参集状況

全教職員数				名
参集した教職員数				名
自宅待機中の教職員数				名
連絡が取れない教職員数				名

3 児童生徒の保護者への引渡し・保護の状況

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
在校生徒数							名
保護者引渡済及び下校							名
学校で保護							名
その他							名

4 市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着

	所属	氏名	備考
1			
2			
3			
4			

## 【施設】

### 1 火災の有無

給食室・給湯室・家庭科室・理科室・その他・学校近隣の出火状況  
状況→

### 2 校舎・体育館等の被害状況

①建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）
状況→
②建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）
状況→
③備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）
状況→

### 3 工作物の被害状況

ブロック塀・樹木・防球ネット・門扉・掲揚ポール・境界フェンス 等  
状況→

### 4 ライフライン等の被害状況

<input type="checkbox"/> 電 気	状況→				
<input type="checkbox"/> ガ ス	状況→				
<input type="checkbox"/> 上水道	状況→				
<input type="checkbox"/> 下水道	状況→				
<input type="checkbox"/> 電 話	状況→				

### 5 施設の使用の可否

- ①体育館（ 使用 可 ・ 否 ） 、 ②事務室（ 使用 可 ・ 否 ）  
③校長室（ 使用 可 ・ 否 ） 、 ④職員室（ 使用 可 ・ 否 ）  
⑤保健室（ 使用 可 ・ 否 ） 、 ⑥技能員室（ 使用 可 ・ 否 ）  
⑦便所（                      ）（ 使用 可 ・ 否 ）  
⑧便所（                      ）（ 使用 可 ・ 否 ）  
⑨その他（                      ）（ 使用 可 ・ 否 ）  
⑩その他（                      ）（ 使用 可 ・ 否 ）

### 6 立入禁止区域

--

**【通知・取扱等】**



平成17年7月11日

各財産管理者 殿

教 育 局 長

災害時の県立高校等の活用について（通知）

このことについて、別添のとおり平成17年5月6日付け災消第107号により安全防災局災害消防課長から通知がありました。

現在、県立教育機関の多くが当該自治体から「広域避難場所」や「避難所」の指定を受けていますが、具体的な対応については、施設の使用方法等が不明確で、協定書等を締結していない自治体も多くあります。

については、各自治体から災害時の施設利用について申出がなされた場合、別紙の案文を参考に、当該自治体と協定書等を締結されるようお願いいたします。

また、施設ごとに管理運営上の課題もあることから、「協定細則」については、必要項目を検討のうえ締結されるよう重ねてお願いいたします。

なお、協定書等の締結については、本職から各自治体の防災担当部署にも依頼する予定です。協定書等締結のうえはその写しを送付いただきますよう併せてお願いいたします。

問い合わせ先  
教育財務課財産管理班  
成海 米倉 県庁内線8118

## 【臨時休業】

### 「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」

(臨時休業)

第11条 校長は、次の各号の1に該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。

- (1) 非常変災その他急迫の事情がある場合
  - (2) 教育の実施上特に必要と認め、あらかじめ教育長の承認を受けた場合
- 2 前項第1号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもつて報告しなければならない。

### 「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の運用について」

#### 9 臨時休業（第11条）

- (1) 臨時休業は、授業時数の確保及び計画された教育活動の推進等学校における教育指導上の観点から極めて慎重な取扱いを要するものであり、本条各号に該当する場合に限り行うべきものであること。
- (2) 「非常変災その他急迫の事情がある場合」とは、例えば、台風、地震、洪水、高潮、火災等の災害又は事変等学校の正常な教育活動を営むことが不可能である場合、又はそのおそれが十分にある場合をいうものであること。
- (3) 校長は、前記(2)の場合においては、臨時休業実施報告書（第7号様式）により直ちに教育長に報告するものであること。
- (4) 「教育の実施上特に必要と認め」る場合とは、例えば、県立高等学校入学者選抜のための学力検査の実施当日のように、事実上学校において生徒に授業を行うことが適当でない場合、又は不可能な場合をいうものである。なお、この運用に当たっては、前記8と同様に学校全体、課程全体、学年全体及び学科全体を単位とすることも可能であること。
- (5) 校長は、前記(4)の場合においては、臨時休業実施承認申請書（第8号様式）により臨時休業の日の10日前までに教育長に申請しなければならないものであること
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づく臨時休業を行うことが必要な場合は、第2項の規定を準用するものであること。

(参考) 高校教育課聞き取り様式

非 常 災 害	への対応について
( 大雨・台風__号・大雪 )	
( 交通障害・( ) )	

受信日時	平成	年	月	日	時	分
	第 1 報 ・ 第 2 報 ・ 第 __ 報					
学校名(課程)	(全・定・通)	連絡者	校長・副校長・教頭 その他 ( )			

### 対 応 の 具 体 的 内 容

対 応 ※ 該当に○印	措置の詳細 ( 該当する欄に適宜記入 )
臨時休業	(事後に第7号様式(臨時休業実施報告書)を提出(メール可)するよう依頼してください)
自宅待機	( : ) まで自宅待機 但し、上記時刻で { 警報継続 } ならば ( : ) まで自宅待機 (最終的に、繰り下げて始業したか、臨時休業としたかを連絡するよう依頼。)
始業繰下げ	( : ) に生徒登校(始業) (課業短縮(始業繰下げ)の報告は電話のみで、文書提出は不要。)
終業繰上げ	( : ) までに生徒下校 (課業短縮(終業繰上げ)の報告は電話のみで、文書提出は不要。)

受信者	
-----	--

県立特別支援学校  
担当者 殿

特別支援教育課教育指導グループ担当

台風〇〇号に関する県立特別支援学校の対応について (依頼)

気象庁の発表によると、強い台風〇〇号が日本列島に接近しており、台風の進路によっては、県内にも影響が予想されます。

今後、各気象警報等が発令されることが予想されますので、今一度、連絡体制の確認や児童・生徒の安全等の確保に万全を尽くされますようお願いいたします。

また、台風の影響による、各学校の措置状況を把握したいので、〇日(〇)午前7時時点の措置状況を同日午前8時40分までにメールまたはFAXにて御報告ください。鑑は不要です。

なお、その後措置状況に変更があった場合、あるいは被害状況がある場合は、その都度御報告ください。

特別支援教育課 教育指導グループ 〇〇 宛

【FAX (045) 210-8937】

【電話 (045) 210-8276】

【メール 〇〇〇〇@pref.kanagawa.jp】

学校名	
記入者名	

午前7時現在	措置状況の変更 被害状況の報告
--------	--------------------

① 日の措置(予定を含む)状況 (休校、繰下時間等)	② 備考(その他・被害状況等)

※ 措置状況については、予定と決定の別、繰上げや繰下げ、放課後の扱い等がわかるように記入をお願いします。

※ 台風等による各学校の措置状況の把握については、毎回行わず、大型の場合や全県的に警報が出されることが予想される場合についてのみ、行っています。

(例)

事務連絡  
平成〇年〇月〇日

各市教育委員会指導事務主管課 御中  
(各教育事務所指導課)

神奈川県教育委員会教育局支援部  
子ども教育支援課気象担当

積雪に関する公立学校の措置状況について

本日未明の〇〇により、〇〇に注意が必要な状況です。

については、貴所管公立学校（貴管内公立学校）の措置状況について、別添のExcelファイルに御記入の上、電子メールにて御報告ください。

【 送付アドレス 〇〇〇〇@pref.kanagawa.jp 】

[内容]

- ① 〇月〇日始業時間への対応 休校又は繰り下げ時間等及び校数
- ② 〇月〇日終業時間への対応 繰り上げ時間等及び校数
- ※ なお、中学校の場合は、部活動等の扱いを含めてください。
- ※ その他、学区等での被害等がありましたら、備考欄に御記入ください。

[報告]

- ①については、〇日 8時30分現在の状況を、〇日 10時までに
  - ②については、〇日 13時現在の状況を、〇日 15時までに  
御報告ください。
- なお、御報告後に変更がありましたら、随時御連絡ください。

※ 別添のExcelファイルには、『登校時用』『下校時用』の2つのシートがあります。

問い合わせ先  
教育指導グループ 〇〇  
電話 (045)210-8217 (直)

平成26年1月9日

各県立学校長 殿

情報防災課長

地域と連携した防災訓練の実施について（依頼）

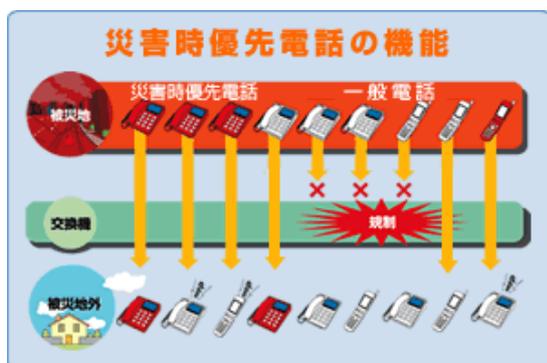
災害発生時には、避難所に未指定の学校においても、地域住民が学校に避難することが考えられるとともに、児童生徒が地域住民に助けられるといった場面も想定されることから、災害時に学校と地域が円滑かつ速やかに連携をとることが出来る関係づくりに向け、自治会や市町村等と県立学校が連携した防災訓練の実施を依頼してきたところです。

ついては、今年度未実施の学校においては、年度末までに確実に実施していただきますとともに、来年度以降につきましても、引き続き内容の充実を図りつつ全校で継続して実施していただくようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先  
防災・広報グループ  
菅沼・深見  
電話 045-210-8078

# I 災害時の連絡方法

## 1 災害時優先電話



災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するためNTTが通話を制限する必要があるが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われる。



災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じ。

災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできない。

災害に備え、事前に“災害時優先電話”回線を利用している電話機にシール等の目印を貼ること。

## 2 災害用伝言ダイヤル（電話が通じないときに！）

（出典：<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/> 【NTT東日本HP】）

家族の安否確認は、NTT災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話災害用伝言板サービスを利用してください。

（参考）災害用伝言ダイヤル体験利用提供日

- ・ 毎月1日、15日 00:00～24:00
- ・ 正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・ 防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

### （1）災害用伝言ダイヤル「171」の使い方の例

#### a. 被災者の状況を学校が把握する場合

- ①被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておく。
- ②学校職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

#### b. 学校の状況を被災者が把握する場合

- ①学校は、学校の電話番号をダイヤルし、学校の被災状況等をメッセージに録音しておく。
- ②保護者など関係者は、学校の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

## 【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	<b>1 7 1</b>			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
		<b>1</b>	<b>3</b> [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>	<b>2</b>	<b>4</b> [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 <b>0XX XXX XXXX</b>			
<b>伝言ダイヤルセンターに接続します。※1</b>					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッと音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッと音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 <b>9 #</b> [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センター利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンター利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超過していた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

## II 携帯電話災害伝言板サービス (出典：各電話会社HP)

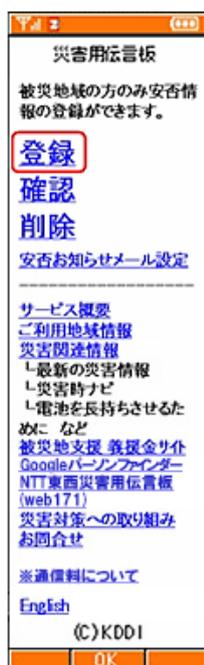
### 1 a u b y K D D I

EZwebでの利用方法

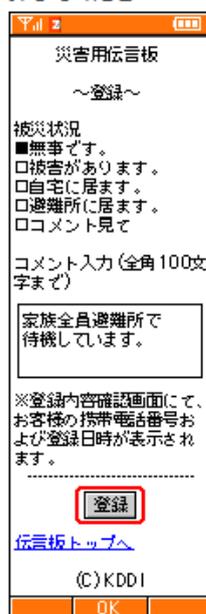
EZweb のトップメニューに表示される [災害用伝言板] を選択

#### (1) 安否情報の登録方法

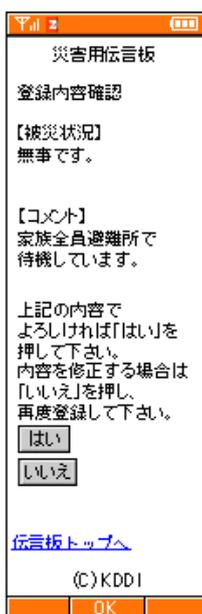
(1) 「登録」を選択してください。



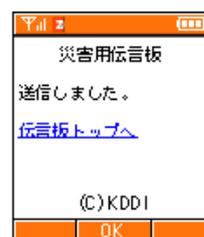
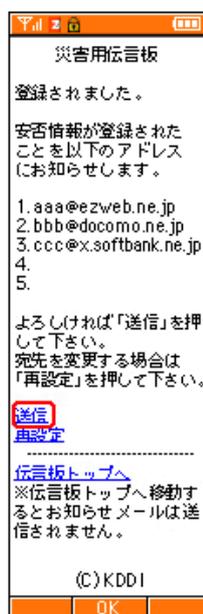
(2) 被災状況について5つのコメントの中から選択していただき、任意で100文字以内のコメントを入れて [登録] ボタンを押してください。



(3) 登録内容を確認の上、「はい」を選択してください。



(4) 「送信」を選択すると、設定されたアドレスに安否情報をお知らせします。



## (2) 安否情報の確認方法

(1) [確認]を選択していただきます。

(2) 安否情報を確認したい方の携帯電話番号を入力していただき、[検索]を選択していただきます。

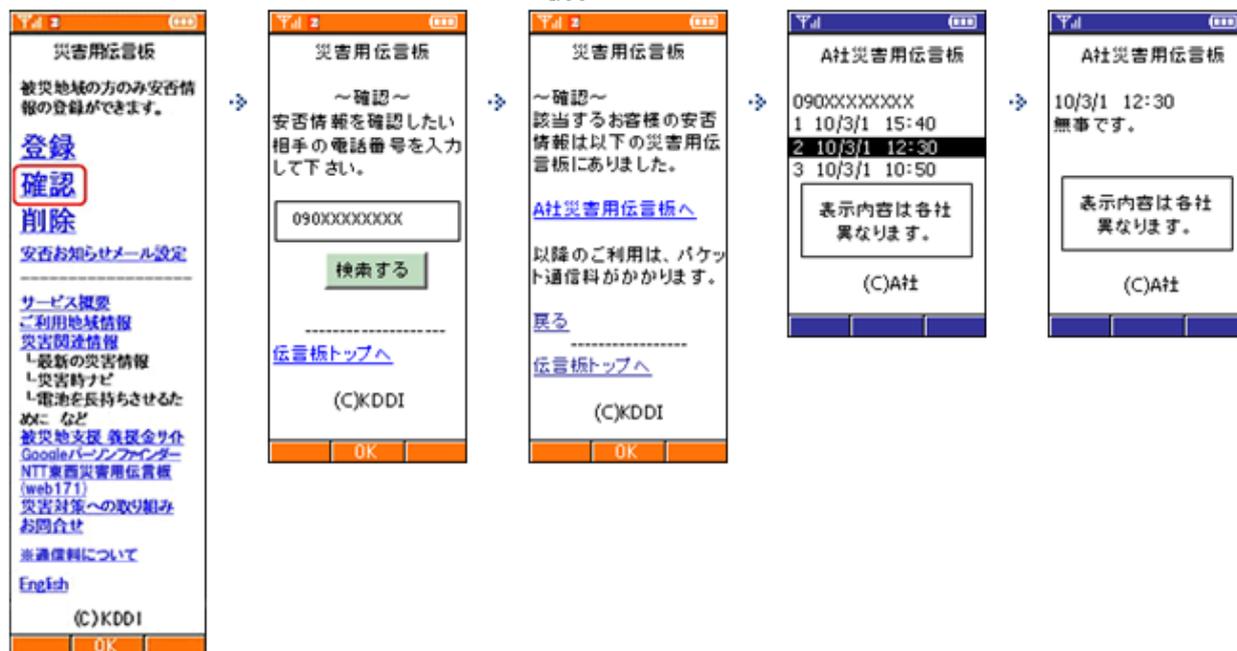
(3) 確認したい方がau電話以外をご利用の場合でも検索し、該当の事業者の災害用伝言板へのリンクが表示されるので、選択していただきます。

(4) 確認したい安否情報を選択していただきます。

(5) 該当事業者の災害用伝言板のメッセージが表示されます。

※他社の災害用伝言板に接続した場合は、パケット通信料がかかります。

※au電話の場合は、(3)の画面は表示されず、(4)の選択画面が表示されます。



## 2 NTTドコモ

### (1) 安否情報の登録方法

#### 本メッセージの登録方法(ファミリー割引グループ以外)

※本機能は、iモードご契約者で、且つ、登録可能エリアにいらっしゃるお客様のみご利用可能です。

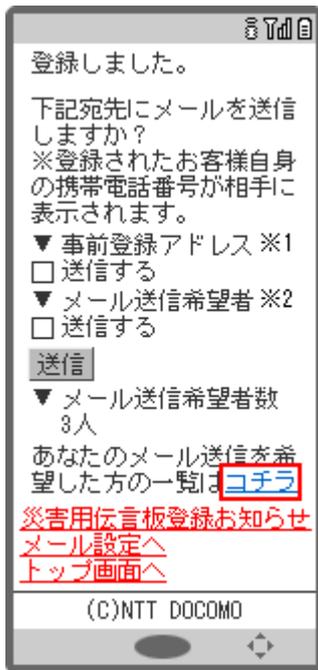


[1] 「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択

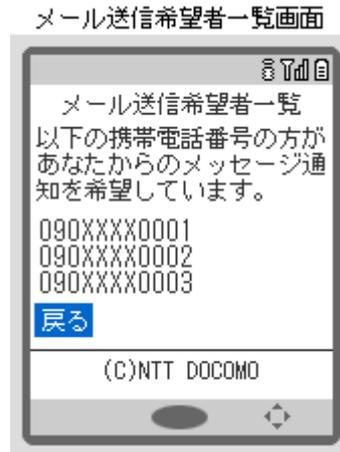
[2] 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択

[3] 現在の状態について「無事です。」などの4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入力

※状態を選ばずにコメントのみの利用や、状態を複数選択しての利用も可能



[4] 「登録」を押すと、伝言板への登録が完了  
登録通知メールを送信する場合は、「送信」を押す



「あなたからのメール送信を希望した方の一覧はコチラ」の「コチラ」をクリックすると、メール送信希望者一覧が表示される

※メッセージは1つの災害でのサービスを終了するまで  
保存され、10件登録することが可能

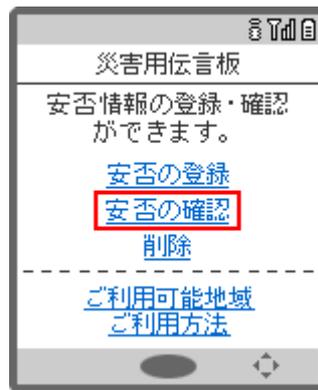
※1 事前に送信先メールアドレスを設定している場合に  
表示される

※2 「登録お願いメール」を受信した場合に表示

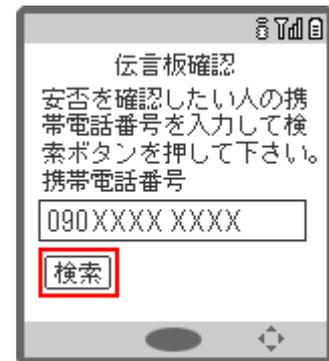
## (2) 安否情報の確認方法



[1] 「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択



[2] 「災害用伝言板」の中の「安否の確認」を選択

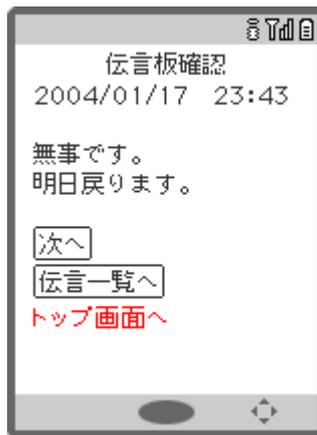


[3] 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して検索ボタンを押す

(メッセージが登録されている場合)

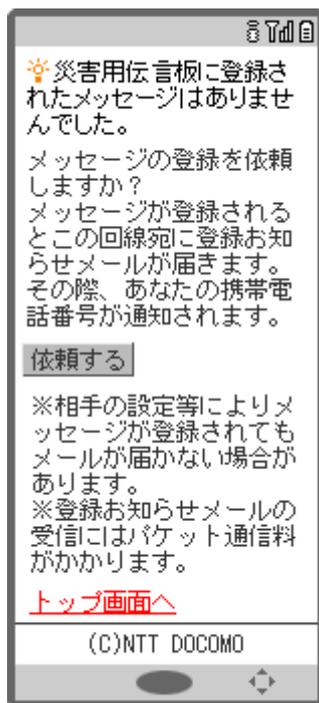


[4] ご覧になりたいメッセージを選択。



[5] 登録されている状態とコメントを閲覧

(メッセージが登録されていない場合)



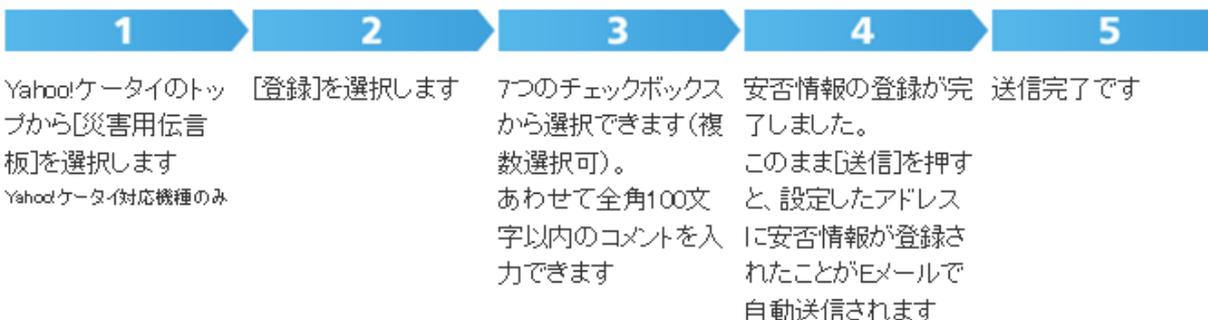
[4] メッセージの登録を依頼する場合は、「依頼する」を押す



[5] 登録されている状態とコメントを閲覧

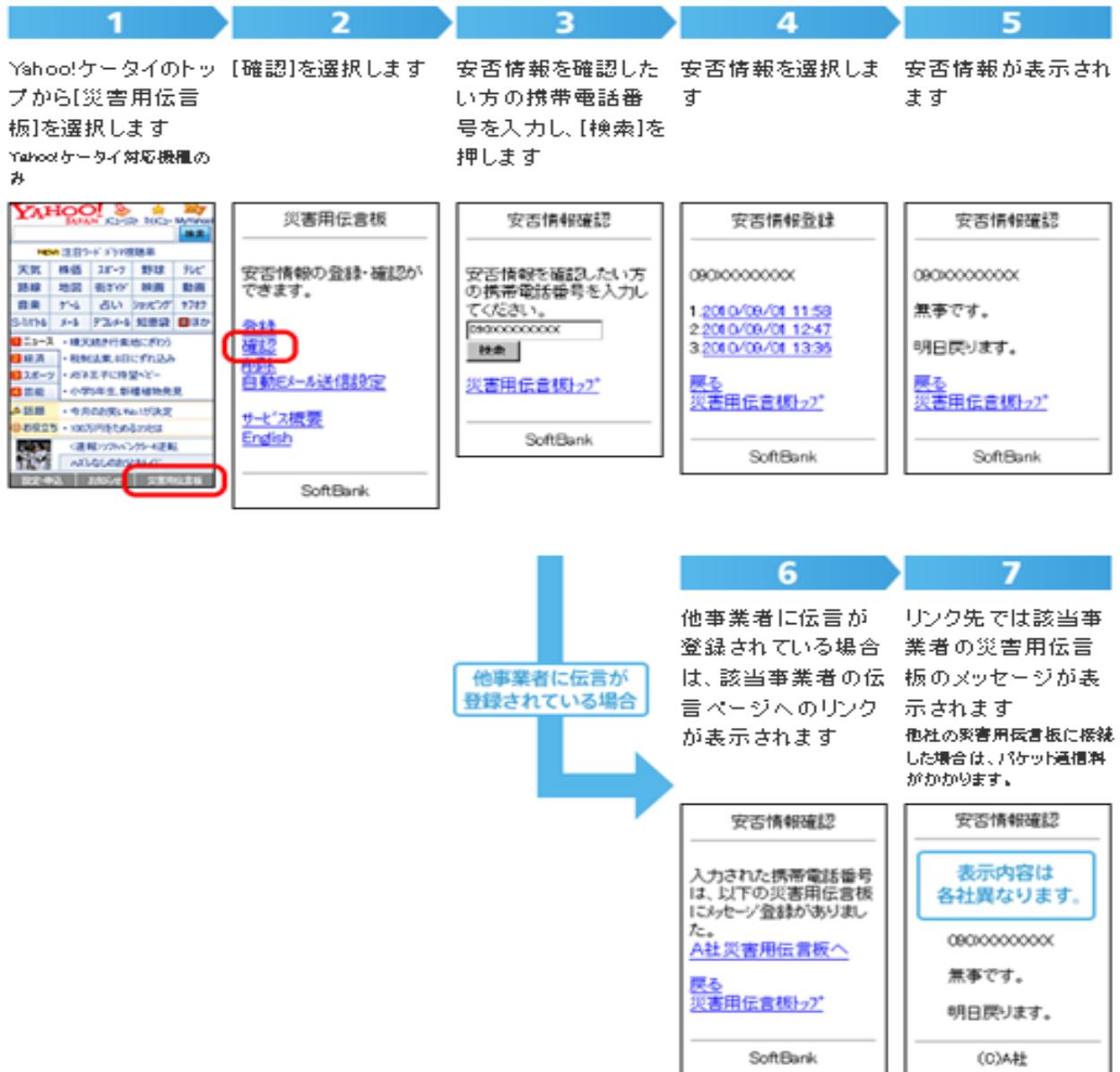
### 3 SoftBank

#### (1) 安否情報の登録方法 「登録」はYahoo!ケータイ対応端末からのみ操作可能。



(2) 安否情報の確認方法 Yahoo!ケータイからだけでなく、PCや他社携帯からも確認可能。

●下記画面は、Yahoo!ケータイから確認するときのもの



\* ここでは、一般的な携帯電話での操作方法について記述しています。その他の機能及びスマートフォンでの操作方法については、各電話会社のHPをご覧ください。  
 au by KDDI : <http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/docomo>  
 docomo : <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>  
 softbank : <http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>  
 Y! mobile : [http://www.ymobile.jp/service/disaster\\_voice/smartphone/](http://www.ymobile.jp/service/disaster_voice/smartphone/)  
 (各HPは平成27年6月1日現在です)

エマージェンシキャストⅡ  
(緊急呼出・安否確認サービス)  
利用者用操作マニュアル

基本操作編

平成26年9月（改訂版）

神奈川県教育委員会

教育局総務室

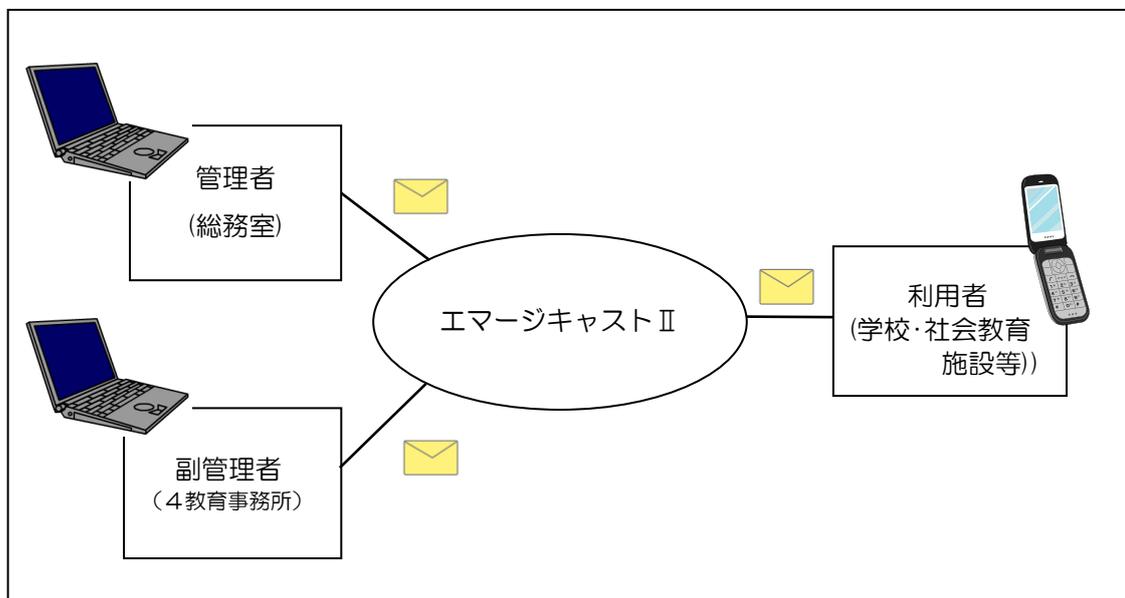
## 目 次

1 システムの概要 .....	1
2 メールを確認する・質問に回答する	
(1) 緊急呼出の場合 .....	2
(2) 安否確認の場合 .....	5
3 携帯電話の設定について .....	10
※ 特別支援学校分教室設置高等学校の場合	
※ 自校にて送信内容確認する場合	
4 自動配信 .....	11
5 注意事項 .....	12

## 1 システムの概要

エマージェンシキャストⅡは、災害発生時等にメールにより緊急呼出や安否確認を行うことを目的とする（株）NTTドコモが提供するサービスです。

県教育委員会では、非常時における学校との連絡手段を確保するため、平成23年度からこのサービスの利用を開始しました。



管理者は、利用者の携帯電話へ緊急呼出や安否確認のメールをパソコンで送信します。また、メールの配信状況の確認・集計、特定の条件を満たした場合に利用者へメールを自動配信する設定を行います。（副管理者が行えるのは、メールの配信状況の確認・集計のみ。）

利用者は、専用の携帯電話で管理者からのメールを受信し、回答をメールで返信することにより管理者へ報告を行います。



※ 初期画面は左のとおりです。

異なった画面表示の場合の操作方法は次のとおりです。

メニュー→本体設定→画面・ディスプレイ→待受画面設定→待受画面→iアプリ待受画面→emergecast II

## 2 メールを確認する・質問に回答する

メールには、緊急呼出と安否確認の2種類があります。

緊急呼出は、利用者が応答するまで着信音が鳴り続けるため、確実な呼出が可能です。管理者からの最初のメールは、緊急呼出機能により送信されます。

安否確認は、緊急呼出の後、より詳細な状況を把握するためのもので、最大10個の質問を付けられます。

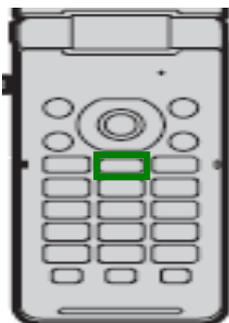
### (1) 緊急呼出の場合

緊急呼出は2通りの方法で回答ができます。通常は、iアプリによる回答の呼出画面から回答すれば問題ありませんが、何らかの理由でiアプリを終了させてしまった場合などはメッセージRによる回答も可能です。

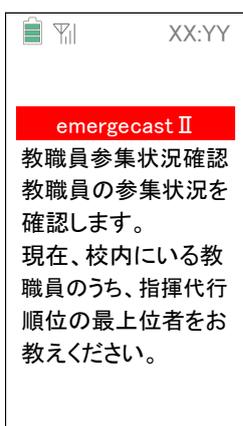
#### ア iアプリによる回答



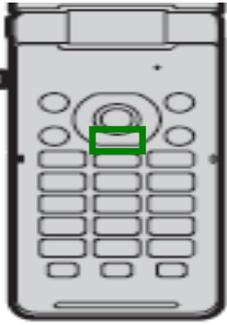
管理者から緊急呼出が送信されると、呼出画面が現れます。



クリアボタンを押す。



質問が表示されます。

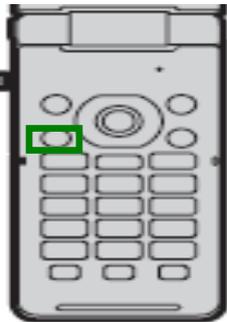


方向ボタンを押し、下へスクロールすると、

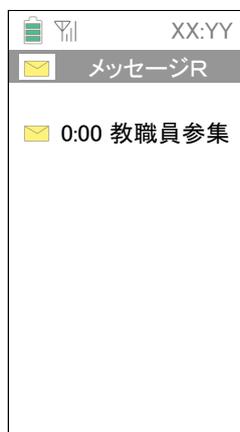


選択肢が現れます。  
該当するダイヤルボタンを押して回答します。  
これで回答は完了です。

#### イ メッセージRによる回答



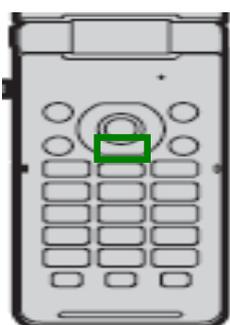
メールボタンを押す。  
受信BOXを選択し、決定ボタンを押す。  
メッセージRを選択し、決定ボタンを押す。



メッセージRの一覧画面が現れます。  
該当のメールを選択し、決定ボタンを押す。



質問が表示されます。

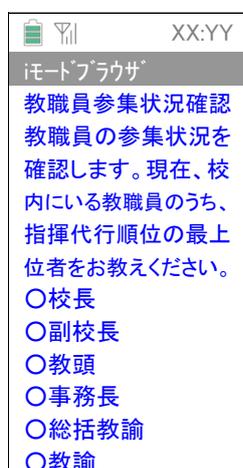


方向ボタンを押し、下へスクロールすると、

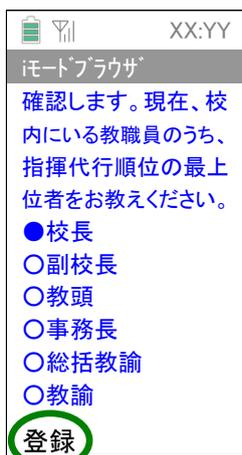


質問へのリンクが現れるので、反転表示されていることを確認して、決定ボタンを押す。

iモードへの接続確認メッセージが現れるので、「YES」を選択し、決定ボタンを押す。



質問と選択肢が現れます。

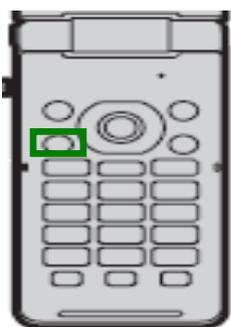


方向ボタンを押して選択肢を選び、決定ボタンを押すと、チェックマークが入ります。

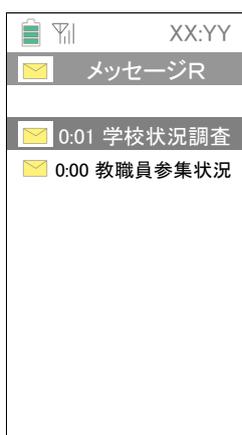
方向ボタンを押し、下へスクロールし、左下の「登録」を選んで、決定ボタンを押す。これで回答は完了です。

## (2) 安否確認の場合

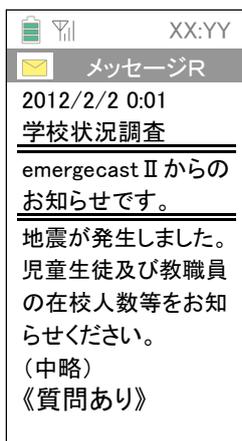
緊急呼出と異なり、回答方法はメッセージRのみです。ここでは、選択肢方式ではなく、文字入力方式による回答について説明します。（質問を表示するまでの操作は(1)のイと同じです。）



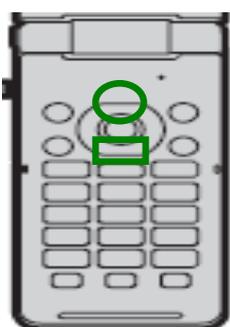
メールボタンを押す。  
受信BOXを選択し、決定ボタンを押す。  
メッセージRを選択し、決定ボタンを押す。



メッセージRの一覧画面が現れます。  
該当のメールを選択し、決定ボタンを押す。



質問が表示されます。

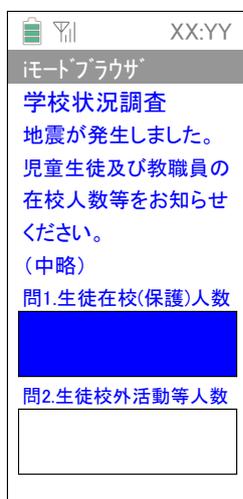


方向ボタンを押し、下へスクロールすると、



質問へのリンクが現れるので、反転表示されていることを確認して、決定ボタンを押す。

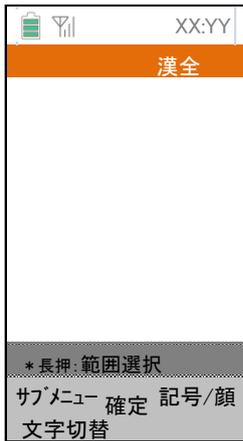
iモードへの接続確認メッセージが現れるので、「YES」を選択し、決定ボタンを押す。



質問と回答欄が現れます。

順番に回答します。

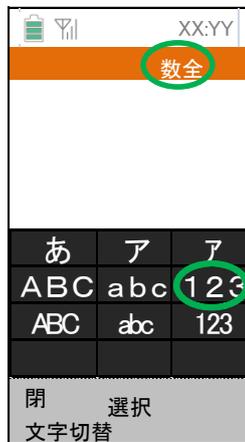
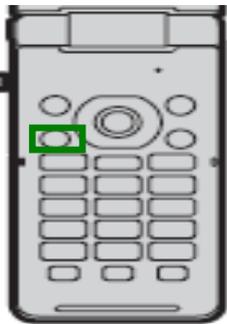
問1の回答欄が反転表示されていることを確認し、決定ボタンを押す。



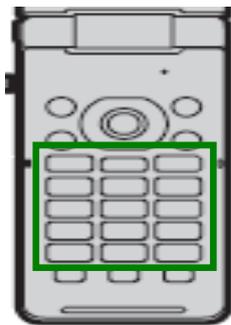
問1.生徒在校（保護）人数の入力画面が現れます。  
 ここでは仮に400人とします。  
 回答は数字全角で400と入力します。

**【重要】入力時の注意点**

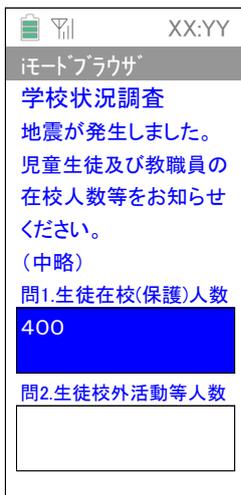
- ・ **必ず全角で入力すること。**（半角入力すると、入力はできますが、最後の送信時にエラーで送信できないため。）
- ・ **「人」は付けないこと。**（文字列扱いになり、表計算ソフトによる集計の際、計算できなくなるため。）



それでは入力してみましょう。  
 左上にあるメールボタンを押し、入力モードを「数全」（数字全角）にする。



ダイヤルボタンで400と入力し、決定ボタンを押す。

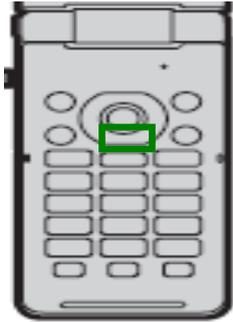


回答欄に400と入力されました。

（参考）  
 全角数字の入力は上記以外にもあります。

例1）“258”と入力したい場合

- ア 文字切替で、入力方法「漢全」を確認
- イ ひらがな“か”“な”“や”と入力
- ウ 英数カナ（カメラのマーク）ボタンを押下
  - 英数カナ候補に全角数字“258”と表示されますので決定します。
  - その右に半角“258”があるので間違えないようにしてください。



XX:YY  
iモードブラウザ  
学校状況調査  
地震が発生しました。  
児童生徒及び教職員の  
在校人数等をお知らせ  
ください。  
(中略)  
問1.生徒在校(保護)人数  
400  
問2.生徒校外活動等人数  
[Blue box]

次に、問2に移りましょう。  
方向ボタンを押し、問2の回答欄を反転表示させ、決定ボタンを押す。

XX:YY  
編集  
[Empty input field]  
数半  
文字 確定 機能  
絵文字 顔文字

問2.生徒校外活動等人数の入力画面が現れます。

ここでは仮に0人とします。

この場合、何も入力せずに空欄のままにして、決定ボタンを押す。  
上の画面に戻るので、空欄のままにして、次の質問へ移る。

**【重要】入力時の注意点**

- ・ **ゼロの場合は0又は0人と入力しないこと。**（表計算ソフトによる集計の際、空欄のセルの数をカウントする必要があるため。）

XX:YY  
iモードブラウザ  
問3.教職員在校人数  
70  
問4.教職員校外活動  
等人数  
1  
問5.特別支援学校分  
教室設置状況  
●設置あり  
○設置なし  
次へ

問1及び2を参考にして、問3～5についても、回答してください。

問5まで回答したら、画面左下の「次へ」を選択し、決定ボタンを押します。

XX:YY

iモードブラウザ

学校状況調査

地震が発生しました。  
児童生徒及び教職員の  
在校人数等をお知らせ  
ください。

(中略)

※特別支援学校分教室名

※分教室生徒在校  
(保護)人数

以降の質問は、特別支援学校分教室がある高校のみが対象です。  
それ以外の学校は空欄のままにして、画面下へ進んでください。

XX:YY

編集

舞岡

漢全

文字 確定 機能  
絵文字 顔文字

特別支援学校分教室名については、  
例えば、保土ヶ谷養護学校舞岡分教室の場合、舞岡と回答します。  
「漢全」（漢字全角）でまいおかと入力し、変換・決定します。  
（最初から入力モードが「漢全」となっているため、数字全角の  
ときのように入力モードを変更する必要はありません。）

XX:YY

iモードブラウザ

※分教室生徒校外活動  
等人数

※分教室教職員在校  
人数

※分教室教職員校外  
活動等人数

戻る 登録

最後に、画面下の「登録」を選択し、決定ボタンを押す。  
これで回答は完了です。

### 3 携帯電話の設定について

※ 特別支援学校分教室設置高等学校の場合

※ 自校にて送信内容確認する場合

iモードボタン (iモード) →マイページ→マイメニュー (emergecast 2) →ユーザ情報変更を選択すると、次の画面が現れます。

emergecast II  
ユーザ利用設定登録  
ユーザID: XXXX  
部署: XXXX  
氏名:  
XXXX  
ふりがな:  
XXXX  
新パスワード:  
役職:  
住所:  
備考:  
携帯電話番号  
XXXXXXXXXXXX  
メールアドレス1:  
XXXXXXXXXXXX  
SPモード利用  
メールアドレス2:  
XXXXXXXXXXXX  
SPモード利用  
■安否登録結果通知先  
通知先メールアドレス1:  
通知先メールアドレス2:

一番下の安否登録結果通知先の通知先メールアドレスに入力しておく、安否確認メッセージに対する回答内容を指定のメールアドレスに転送することができます。

※ **特別支援学校分教室設置高等学校の場合**

特別支援学校の分教室が設置されている高校は、通知先メールアドレス1又は2に、当該分教室に係る特別支援学校本校のメールアドレスを必ず入力してください。(設定必須)

⇒ この設定を行うことにより、特別支援学校本校の災害用携帯電話に自動転送されます。

※ **自校にて送信内容確認する場合**

また、通知先メールアドレス1又は2に、自所属のPCメールアドレスを入力しておく、回答内容を後で確認することができます。通常の設定では、公用携帯電話に回答(送信)内容は残りません。(設定任意)

通知先メールアドレスの検索は、次の操作で確認できます。

(クリアボタン上の)方向ボタンの上ボタン(電話帳)を押す→「全検索」を選択→方向ボタンの左ボタンを押す→「他」の項目の中に全ての学校等が登録されていますので、該当の学校を検索してください。

※電話帳は、全部で60頁あります(画面右上に(表示されている頁)/60と表示)。iモードボタンで頁送りができます。

#### 4 自動配信

日本気象協会からの気象情報（現在のところ地震情報のみ）をもとに、自動で利用者へ緊急呼出又は安否確認のメールを送信する機能です。

現在は、神奈川県東部又は西部で震度5強以上の地震発令があった場合、

- ・「O1教職員参集状況確認」 ※緊急呼出
- ・「O2地震1（生徒・職員人数）」 ※安否確認
- ・「O3フリーワード」 ※安否確認

の3つのメールが利用者へ自動配信されるように設定してあります。メールを受信したら、速やかに質問に回答し、送信してください。

注）現在の登録内容です。質問内容は今後精査していきます。

## 5 注意事項

### 公用携帯電話の取り扱い等について

総務室防災・広報グループ

#### 【公用携帯電話の取り扱い】

##### ○ 置き場所について

学校内（例：職員室内副校長机上など）とし、常に教職員の目に届く場所としてください。

\* 帰宅の際には引き出し内への保管等により紛失防止に努めるなど、物品の適正な管理をお願いします。

\* 定時制課程併設の学校にあっては、各課程間での引き継ぎ等が必要です。

##### ○ 充電について

充電が完了したら、充電器（ACアダプタ等）から外してください。補助充電アダプタも同様です。（携帯電話を常にACアダプタ(卓上ホルダ)と接続して充電していると、充電が完了後も、放電／充電を繰り返すことになるため、電池パックの寿命が短くなってしまう場合があります。）

#### 【公用携帯電話料金の支出方法】

##### ○ 本契約は“タイプSSバリュー※”です。

『ポケット通信定額サービスではありません』

使用にあっては本携帯電話本来の目的である“エマージキャストⅡ”とし、災害時緊急連絡のみ（テスト含む）としてください。

※ タイプSSバリュー… 待受が多い場合を想定

無料通信分1,050円（最大25分相当）

\* データ量の多い画像や添付ファイルを頻繁に使用することは厳禁です。

##### ○ 携帯電話料金は、毎月、総務室にて一括で支出します。ただし、毎月の基準額を超過した部分については、当該学校の維持管理費を引き上げる等で調整させていただきます。

◆ 具体的な使用方法など、随時グループウェア内に掲載していきます。

また、お気づきの点や不明な点は、様式を掲載しますので、メールにてご連絡ください。

## 災害用公用携帯電話（エマージキャストⅡ）による臨時休業等調査方法

### 1 趣 旨

台風や積雪などによる各学校の臨時休業や授業時間の変更の措置状況、施設及び人的被害等（以下「臨時休業等」という。）について、速やかに教育局で把握するとともに、全校の状況を各校にフィードバックすることにより、情報の共有化を図る。また、教育局においては、文部科学省への報告やマスコミの取材対応などのニーズ、人的・物的被害への迅速な対応に調査結果を活用する。

### 2 臨時休業等調査の基本的な流れ（台風や積雪などにより臨時休業等が予想される場合）

#### ◆ 悪天候前日（翌日（悪天候ピークを迎える日）が平日課業日）

##### ① 全校に対し臨時休業等調査を実施する旨、事前予告を行う。

⇒ 災害用公用携帯電話（エマージキャストⅡ）及び学校代表アドレスあてメール（アウトルック）により調査実施する旨を事前予告するとともに、グループウェアにもその旨を掲載。

※ 必要があれば午前中に事前予告し、16時を目安に翌日の対応に係る調査を実施する場合もある。

#### ◆ 悪天候当日

##### ② 原則、9時、13時、16時の3回、別添調査項目について、教育局総務室において災害用公用携帯電話（エマージキャストⅡ）による調査を実施。

##### ③ 調査開始後、**原則20分後**に、教育局総務室で調査結果をまとめ、高校教育課・特別支援教育課・まなびや計画推進課に全校の回答状況を「**第1報**」として伝達するとともに、各校に対し、学校代表アドレスあてメール（アウトルック）でフィードバックする。

##### ④ 必要に応じて、教育局所管課から各校に電話等により状況を問い合わせを実施する。また、各校からも、教育局に詳細情報を報告する必要がある場合には別途、所管課へ報告する。

##### ⑤ 全校の情報が集まり次第、上記③の宛先に「**確定報**」としてメール送付する。

#### 《調査実施のイメージ》

悪天候のピークを迎える時間帯	事前予告	悪天候前日	悪天候当日		
		16時	9時	13時	16時
朝	前日(AM)	実施	実施	実施	実施
昼	前日	×	実施	実施	実施
夜	前日	×	×	実施	実施

### 3 注意事項

※ 原則、土日祝日、学校の休業日及び一部の地域の限定的な事象、一部電車の遅延などは調査を実施しない。

※ 上記にかかわらず、実施する必要があると総務室長が判断した場合には、予告せずに災害用公用携帯電話（エマージキャストⅡ）による情報収集を行う場合もある。

※ **予告した情報収集を中止する場合**、災害用公用携帯電話（エマージキャストⅡ）及びアウトルックで中止の旨の連絡をするとともに、グループウェアにも掲載する。

※ 実際に臨時休業を実施した場合には、規定の教育長あての報告様式で高校教育課又は特別支援教育課に報告する。また、物的被害については、まなびや計画推進課に報告する。

(別添) 調査項目

《調査項目 2件》

調査1

件名 <臨時休業等調査>(1/2) 教職員参集状況

本文 ※※本調査を含め、調査内容(メッセージR)が2件あります※※  
教職員の参集状況を確認します。

現在、校内にいる教職員のうち、指揮代行順位の最上位者をお教えてください。

(単一選択)

回答選択肢 1 校長 2 副校長 3 教頭 4 事務長  
5 総括教諭 6 教諭 9 その他

調査2

件名 <臨時休業等調査>(2/2) 臨時休業等調査

本文 ※※本調査を含め、調査内容(メッセージR)が2件あります※※

『●月●日▲▲時現在』状況についてお教えてください。

**◆本件は速報として調査するものです。規則等に基づく所管課への報告は、通常どおり行ってください◆**

\*印は特別支援学校本校のみ回答

質問内容 (1) 臨時休業等状況(定時制(夜間)以外) (単一選択)

1 臨時休業 2 自宅待機  
3 始業繰下げ 4 終業繰上げ  
5 調整中 6 通常どおり  
7 休業中 ※注

(2) 【定時制(夜間)のみ回答】臨時休業等状況(単一選択)

1 臨時休業 2 自宅待機  
3 始業繰下げ 4 終業繰上げ  
5 調整中 6 通常どおり  
7 休業中 ※注

(3) 建物等被害状況(工作物等含む) (単一選択)

・被害あり ・被害なし ・確認中

(4) 人的被害状況(単一選択)

・被害あり ・被害なし ・確認中

(5) その他特記事項(フリーワード入力、ない場合は空欄のまま)

\*\*\*\*以下は分教室を有する特別支援学校本校のみ回答してください\*\*\*\*

(6) 【特別支援学校分教室】臨時休業等状況(単一選択)

1 臨時休業 2 自宅待機  
3 始業繰下げ 4 終業繰上げ  
5 調整中 6 通常どおり  
7 各分教室で異なる 8 休業中 ※注

※注: 「休業中」とは、年度始・夏季・冬季・年度末・開校記念日及び代休日のことを指します。

※ 調査2についてのみ、回答内容を指定アドレスに転送することができますので、各校にて回答内容を確認することができます。

### (設定方法)

emergecast II	XX:YY
ユーザ利用設定登録	
ユーザID: XXXX	
部署: XXXX	
氏名:	XXXX
ふりがな:	XXXX
新パスワード:	
役職:	
住所:	
備考:	
携帯電話番号	XXXXXXXXXXXX
メールアドレス1:	XXXXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/> SPモード利用	
メールアドレス2:	XXXXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/> SPモード利用	
■安否登録結果通知先	
通知先メールアドレス1:	
通知先メールアドレス2:	

一番下の安否登録結果通知先の通知先メールアドレスに入力しておく、安否確認メッセージに対する回答内容を指定のメールアドレスに転送することができます。

※ **特別支援学校分教室設置高等学校の場合**

特別支援学校の分教室が設置されている高校は、通知先メールアドレス1又は2に、当該分教室に係る特別支援学校本校のメールアドレスを必ず入力してください。(設定必須)

⇒ この設定を行うことにより、特別支援学校本校の災害用携帯電話に自動転送されます。

※ **自校にて送信内容確認する場合**

また、通知先メールアドレス1又は2に、自所属のPCメールアドレスを入力しておく、回答内容を後で確認することができます。通常の設定では、公用携帯電話に回答(送信)内容は残りません。(設定任意)

災害用公用携帯電話のメールアドレスは、通常画面から方向ボタンの下ボタンを押す(電話帳)ことで確認できます。

詳しくは

**エマージキャストII**

**利用者用操作マニュアル 基本操作編**

の10ページをご覧ください。

(電子データは教育局総務室の所属ページ内にあります)

県災害対策本部教育部及び県地震災害警戒本部教育部の組織及び分担業務  
(平成 27 年 6 月)

1 災害対策本部 (地震発生時)

本部長 知事  
副本部長 副知事

部	部長 副本部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育長 副本部長 教育局長 部付 県立高校改革 担当局長 教育監 副局長 総務室長 体育センター・ 総合教育セン ター再整備担 当部長 行政部長 インクルーシブ教育 推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長 行政課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する こと。 2 部内職員の動員に関すること。 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに 関すること。 4 文教関係災害記録の作成に関すること。 5 教育広報に関すること。
		教育財務班	班長 財務課長 班付 まなびや計画推進課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設及び施設 の応急修繕等に関すること。 2 公立学校等の被害調査に関すること。 3 文教関係の義援金品の受付配分に関する こと。
		教育人事班	班長 教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	応急教育に必要な教職員の確保に関する こと。
		教育厚生班	厚生課長	被災職員の調査及び被災給付に関する こと。
		教育指導班	高校教育課長	1 生徒の登下校時における安全確保に関 すること。 2 被災児童生徒に対する教科書その他学用品 の給与に関すること。 3 応急教育に関すること。
		支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推進課 長 学校支援課長 特別支援教育課長	1 児童生徒の登下校時における安全確保に 関すること。 2 被災児童生徒に対する教科書その他学用品 の給与に関すること。 3 応急教育に関すること。
		学校保健班	保健体育課長	被災時における児童生徒に対する学校給食に 関すること。
		生涯学習・ 文化遺産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の被害調査に関する こと。 2 文化財の保護及び応急対策に関する こと。
		スポーツ施設班	スポーツ課長	体育施設の被害調査に関する こと。

県災害対策本部は、統制部 (安全防災局)、政策部 (政策局)、総務部 (総務局)、県民部 (県民局)、環境農政部 (環境農政局)、保健福祉部 (保健福祉局)、産業労働部 (産業労働局)、県土整備部 (県土整備局)、会計部 (会計局)、企業部 (企業局)、教育部 (教育局)、議会部 (議会局)、人事委員会部 (人事委員会)、監査部 (監査事務局)、労働委員会部 (労働委員会事務局)、警察本部 (警察本部) の 16 部で構成。

## 2 地震災害警戒本部（警戒宣言時）

本部長 知事

副本部長 副知事

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育長 副部長 教育局長 部付 県立高校改革 担当局長 教育監 副局長 総務室長 体育センター・ 総合教育セン ター再整備担 当部長 行政部長 インクルーシブ教育 推進担当部長 指導部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長 行政課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関するこ と。 2 部内職員の動員に関するこ と。 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに関 すること。 4 教育広報に関するこ と。
		教育財務班	班長 財務課長 班付 まなびや計画推進課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設準備等の 協力に関するこ と。 2 公立学校等の点検指導等に関するこ と。
		教育人事班	班長 教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	応急教育に必要な教職員の確保に関するこ と。
		教育厚生班	厚生課長	厚生施設の点検に関するこ と。
		教育指導班	高校教育課長	生徒の登下校時における安全確保に関するこ と。
		支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推進課 長 学校支援課長 特別支援教育課長	児童生徒の登下校時における安全確保に関す ること。
		学校保健班	保健体育課長	学校保健施設の点検指導等に関するこ と。
		生涯学習・ 文化遺産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の点検指導等に関するこ と。 2 文化財の保護措置に関するこ と。
		スポーツ施設班	スポーツ課長	体育施設の点検指導等に関するこ と。

県地震災害警戒本部は、統制部（安全防災局）、政策部（政策局）、総務部（総務局）、県民部（県民局）、環境農政部（環境農政局）、保健福祉部（保健福祉局）、産業労働部（産業労働局）、県土整備部（県土整備局）、会計部（会計局）、企業部（企業局）、教育部（教育局）、議会部（議会局）、人事委員会部（人事委員会）、監査部（監査事務局）、労働委員会部（労働委員会事務局）、警察本部（警察本部）の16部で構成。

(参考) 平成27年度配備編成計画策定要領(安全防災局)より抜粋

勤務時間外・休日発災時における職員配備基準

別表1-2

勤務時間外・休日発災時における職員配備について

本部	作業手順	指定すべき所属(職員を配備する所属)					配備内容	
		安全 防災局	各局			地域 県政 総合C		
			本庁 総務室	本庁 各課	出先 機関			
未 設 置	警戒要員の 配備	当番班 1個班	—	—	—	○	各地域県政総合センターは、管内で気象警報が発表された場合等に参集する警戒要員について2～3名程度配備する。	
	第1次応急 要員の配備	当番班 3個班	○	—	—	○	各局の第1次応急要員は、原則として総務室の職員を2～3名程度配備する。	
							また、各局は、自己所属の近隣居住者(徒歩2時間以内に参集可能な職員)及び自己所属の災害対策業務を把握する者を中心に第1次応急要員に配備する。	
							各局本部連絡員は、必ず第1次応急要員とする。	
第2次応急 要員の配備	全職員	○	○	○	○	各地域県政総合センターは、管内で震度5弱又は管内で津波警報が発表された場合に参集する第1次応急要員について2～3名程度配備する。		
						各局及び各地域県政総合センターは、自己所属の近隣居住者(徒歩2時間以内に参集可能な職員)及び自己所属の災害対策業務を把握する者を中心に第2次応急要員に配備する。		
						災害時の所属の業務が被害状況の把握及び連絡調整のみ想定される場合には、自己所属職員の10%程度を配備し、これ以外に業務が想定される場合には、これに対応する人員を配備する。		
						交通機関の途絶があっても必要人数を確保できるように余裕を持った配備規模とする。(第1次本部要員も同様)		
設 置	第1次本部 要員の配備	全職員	○	○	○	○	各局及び各地域県政総合センターは、災害対策業務を行う者を第1次本部要員に配備する。	
							各局は、職員の経験等を考慮して同一局の他の所属に配備することができる。	
							災害対策本部員(各局長等)は災害対策本部会議に出席する必要があることから、原則として第1次本部要員とする。	
							また、各地域県政総合センターは、職員の経験等を考慮して管内の広域防災活動備蓄拠点、広域防災活動拠点及び市町村に配置することができる。	
	第2次本部 要員の配備	全職員	○	○	○	○	○	各局及び各地域県政総合センターは、これまで配備されていない職員を別表3「参集対象地域一覧」を参考に自己所属又は各応援参集機関に配備する。
								ただし、安全防災局、保健福祉局、県土整備局、企業局及び教育委員会(学校)は原則として各応援参集機関への応援職員を指定しない。
								各局は、職員の経験等を考慮して同一局の他の所属に配備することができる。
								各局は、別表4「応援職員の基準人員」を満たす応援職員を配備するように調整する。
							また、各地域県政総合センターは、職員(他局等の応援職員を含む)の経験等を考慮して管内の広域防災活動備蓄拠点、広域防災活動拠点及び市町村に配置することができる。	

※ 応援参集は、第2次本部体制の時に限る。(応援参集職員は第2次本部要員となる。)

※ 参集時間は、概ね4kmを1時間で計算する。

※ 常勤職員以外の職員は、原則として配備編成計画の中を含めない。

※ 家庭の事情等により発災時の緊急参集に不安を抱えている職員は、原則として自己所属へ参集する第2次本部要員に配備する。

1 避難所をめぐる総括的課題

(1) 時期的課題及び対策の基本方針

避難所における諸々の対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した場合の状況には大きな変化もあり、時間の経過に応じた検討が必要である。

ア 総括的課題

- (ア) 初動期（1～3日） 避難所の開設避難者の入所運営組織の設置  
避難者の把握避難者の救護
- (イ) 復旧過程期（4～14日）避難所運営組織の円滑な運営  
避難者の健康管理等
- (ウ) 復旧期（15日～）避難者の生活自立への支援避難所の閉鎖

イ 避難生活上必要となる基本的事項

避難生活上必要となる基本的事項として、①情報の提供、②飲料水・食糧・生活物資供給、③避難所内の環境整備等があげられるが、これらについても各時期に応じた対策が必要である。

(2) 災害に備えた組織づくり

大規模地震発災時には避難所が、地域住民（避難者）にとって、一定期間、臨時の生活拠点として機能するよう、事前に「避難所運営委員会」を設置しておくことが必要である。

ア 避難所運営委員会の構成

- (ア) 自治会・町内会・自主防災組織（以下「自主防災組織等」という）の代表者
- (イ) 市町村職員
- (ウ) 施設管理者
- (エ) その他（地元企業等）

イ 避難所運営委員会の役割

- (ア) 平常時の役割
  - a 避難所に集まることが想定される者の事前把握
  - b 災害時に備えて避難所運営マニュアル作成、高齢者、障害者等の把握と救援対策などの検討、決定
  - c マニュアルに従った訓練の計画的実施
  - d 防災に関する意識啓発、啓蒙活動の実施
- (イ) 地震発生時の役割  
避難所運営マニュアルに定めた組織編成を速やかに立ち上げる。

(3) 避難所の開設

避難所の開設にあたって、必要な事項、運営主体、開設期間等のルールについて、予め検討しておく必要がある。

(4) 避難所への入所

避難所が開設されると、避難住民の入所が始まるが、対象者の範囲、誘導について予め検討しておく必要がある。

(5) 避難所運営委員会の組織

基本的には自主防災組織等、施設管理者、市町村職員によって構成する。（避難所の運営組織によりボランティア責任者の参加もあり得る。）

避難所運営委員会の役割としては、次の事項があげられる。

ア 市町村災害対策本部からの情報伝達

イ 避難者名簿の作成

ウ 避難所運営に係る事項の協議、決定、全体調整

エ 避難所生活でのルールの徹底（清掃、ゴミの処理、トイレ衛生管理、外部からの問い合わせ対応など）

(6) 避難者の把握

安否確認は初動期の重要な作業であり、基本的には避難者名簿の作成と併せて行う。確認方法としては、予め市町村と自治会等で協力し、作成した世帯単位でまとめた名簿による照合が基本となる。

(7) 避難者の救護

発災初動期には特に、避難所に多くの負傷者が運び込まれ、医療救護を求めることが想定される。避難所における応急救護活動が重要になることから、搬送先、避難所周辺に居住する医師等の協力、避難所内救護施設や応急備蓄品について、検討しておく必要がある。

(8) 避難所運営組織の円滑な運営

避難所での共同生活について理解と認識が得られるよう、平常時から避難所運営委員会を通じて、発災時の避難所生活のルールや過去の教訓などについて、住民に徹底しておくことが必要である。

(9) 避難所の健康管理等

避難所生活が長期化してくると、避難者の心と体の健康管理への配慮が必要となる。避難所運営委員会における救護班は、必要に応じ、避難者の健康管理や栄養指導、メンタルケアが行えるよう検討しておく必要がある。

(10) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖については、避難所となる施設が本来の業務（学校の授業など）を再開した場合の対応や、避難所の縮小、統合等について予め事前協議の中で取り決めをしておくことが必要である。

(11) 避難者の生活自立への支援

避難所は発災直後から当分の間応急的に居住し、生活をする場であり、開設期間に限りがあるため、自宅の復旧や仮設住宅への移住を含めた避難者の生活再建を図る必要がある。避難所運営委員会は、行政等の相談窓口の紹介や各種生活再建関連情報の提供などを通じ、生活自立への支援を実施する必要がある。

2 避難所生活上必要となる基本的事項

(1) 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食糧等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障害者、外国人等に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

(2) 飲料水、食糧、生活物資供給

水、食糧、物資の供給については公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や多様性にも配慮した供給が図られるようにする必要がある。

(3) 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ゴミ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ゴミの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

(4) プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こすことが考えられるため、避難生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

(5) 高齢者、障害者、妊産婦、児童、外国人等に配慮した対応

平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、発災時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について配慮する必要がある。

# 避難所運営計画

## (1) 避難所の開設

### ア. 役割と整備基準

災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民又は被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所として指定を受けている。〇〇市では、原則として避難者約〇〇人程度収容可能な屋内スペース又はテント設営可能な屋外スペースを有し、コンテナ型備蓄倉庫が設営可能な公共施設等を指定している。また、指定避難所には、上空から識別できる標識の設置に努めている。

### イ. 開設の基準

市長から避難勧告・指示が出された場合又は自主避難により必要と認められる場合に開設する。その際、〇〇市の避難所従事職員（市職員）と〇〇学校長が協議し、施設の安全性を確認した上で判断する。ただし、緊急時においては〇〇学校長又は自主防災隊の判断により開設できるものとする。

なお、避難所の開設にあつては市町村が主体であり、運営については事前に締結した協定書等に基づく一方、生徒の保護は必要により県教育局の指示を受けながら行うこととなる。

### ウ. 開設の期間

原則、災害発生の日から〇日以内とする。ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘案し、県（災害救助法適用時）及び〇〇学校長との調整により延長できるものとする。

## (2) 避難所の運営について

### ア. 運営主体

避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となり行うものとする。避難所運営委員会は災害に備え、平時より避難所運営委員会を通じて、発災時の避難所生活のルールや過去の教訓などについて、住民に徹底しておくことが必要である。避難所開設時には、避難者やボランティアと協力しながら運営を行う。

### イ. 避難所運営委員会の構成

(ア) 自治会・町内会・自主防災組織（以下「自主防災組織等」という）の代表者

(イ) 〇〇市職員

(ウ) 〇〇学校長

(エ) その他（地元企業等）

## ウ. 避難所運営委員会の役割

### (ア) 平常時の役割

- a. 避難所に集まることが想定される者の事前把握
- b. 災害時に備えて避難所運営マニュアル作成（P 8 3 「避難所マニュアル策定指針の概要」参照）、高齢者、障害者等の把握と救援対策などの検討、決定
- c. マニュアルに従った訓練の計画的実施
- d. 防災に関する意識啓発、啓蒙活動の実施

### (イ) 地震発生時の役割

避難所運営マニュアルに定めた組織編成を速やかに立ち上げる。

## エ. 避難所の運營業務

(ア)〇〇市災害対策本部からの情報収集・伝達

(イ)避難者名簿の作成

(ロ)混乱防止、秩序保持のための避難所生活のルールづくり

(ハ)飲料水、食糧、生活必需物資等の調達・配給

(ニ)避難者の生活支援、健康管理、メンタルケア

(ホ)仮設トイレの設置及び管理

※ 次の事項を記載する。

- ・ 市町村災害対策本部の連絡先
- ・ 地域（自主防災組織等）の代表者の連絡先
- ・ 避難所派遣職員（市町村職員）
- ・ 想定避難者数
- ・ 避難所として提供する部分
- ・ 市町村や地域（自主防災組織等）の代表者への鍵受け渡しの有無

※ マニュアルとは別にあらかじめ市町村と「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」及び同細則を締結する必要がある。（「グループウェア」→「所属ページ一覧」→「学校経理課」→「財産ナビゲーション」→「例規や通知など」→「その他」→「通知・事務連絡編 ～その他」に掲載の「災害時の県立学校等の活用について（平成17年7月11日通知）」を参照）P 8 6に添付

※ 広域避難場所や避難所の指定を受けていない学校も、地域住民が避難してくることを想定の上対策を検討し、記載しておく。

また、そのことにより、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請する。

※ 災害が発生した場合や警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、地域住民が学校に避難してくるとともに、公共交通機関の運行の中止により、帰宅困難者が多数発生することが予想される。県地域防災計画を踏まえ市町村から避難所等としての指定されている、あるいは帰宅困難者受入施設となる学校は、当該市町村との役割分担を明確にし

ておく必要があり、要請があった場合に適切に対応できるよう、事前に市町村の防災(災害)対策担当部局等と協議・検討し、計画を定め備えておく等、より一層の連携を図る必要がある。

当校の防災上の位置付け(避難所等の指定) 一覧

名称	運営主体	役割	場所
一時避難場所	〇〇自治会	一時的な避難場所	グラウンド
広域避難場所	〇〇市	火災等におかされることがなく、安全を確保できる避難場所(備蓄なし)	グラウンド
指定避難所	〇〇市	地域住民を収容する防災拠点。避難生活に対応(備蓄あり)	体育館
津波避難施設	〇〇市	津波の浸水が予測された場合に一時的に避難する施設	校舎屋上
広域防災活動拠点	県	県が広域的な災害応急活動を行う場所	グラウンド
広域応援活動拠点	〇〇市 自衛隊	自衛隊等の応援部隊が救助・救出活動を行うための活動拠点	グラウンド
ヘリ臨時離着陸場	〇〇市 県	臨時にヘリポートとなる場所	グラウンド

※ 避難所等については、市町村によって呼称や指定の場所が異なる。確認のうえ記載する。

## 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（案）

●●市（町）（以下「甲」という。）と神奈川県 長（以下「乙」という。）との間において、●●市（町）内に災害による被災者が発生した場合における●●市（町）民の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。

また、施設使用にあたり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

### （施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により本協定に基づき施設を使用させることができる。

### （避難対象者）

第3条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。

### （避難者の管理）

第4条 収容した避難者の管理は、甲が行う。

### （使用期間）

第5条 使用期間は、原則として●日以内とする。

ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議のうえ延期することができるものとする。

### （使用料）

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料については、原則として甲が負担する。

### （使用施設等の現状復旧）

第7条 避難施設として使用することにより施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復旧を行わなければならない。

### （施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

(協議事項等)

第9条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。  
また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除きその効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 ●●市(町)

●●市(町)長

乙

神奈川県

長

## 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定細則（案）

「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」第9条の規定に基づき、  
●●市（町）（以下「甲」という。）が災害による被災者の避難施設として、神奈川県  
長（以下「乙」という。）との間において、●●市（町）内に災害による被災者が  
発生した場合における●●市（町）民の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の  
施設」という。）を使用することについて、次のとおり細則を締結する。

（使用場所について）

### 第●条

（グラウンド、体育館、教室、保健室等を具体的に明記する。また、生徒等がいる場合、い  
ない場合の使用可能場所も特定しておく。）

（教職員不在時の対応について）

### 第●条

（土・日、夜間など教職員が不在時の対応方法、連絡先、鍵を預けておく相手を特定する等）

（協議事項等）

第●条 この細則に疑義等が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を行うものとする。  
また、乙から申し出のあった場合、本細則を変更できるものとする。

（有効期間）

第●条 この細則は、平成 年 月 日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、  
特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自その一通  
を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 ●●市（町）

●●市（町）長

乙

神奈川県

長

※個々具体的な使用方法については、各自治体と協議のうえ項目を整理してください。

# 【津波関係】



## 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

出典：気象庁HP (<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>)

**平成 25 年 8 月 30 日から、大津波警報を「特別警報」に位置付けて運用しています。**

### 1 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分（一部の地震（※）については最速 2 分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、[津波予報区](#)単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

#### 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合。	10 m 超 (10 m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合。	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

## 津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

## 2 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

### 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表します。  ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

## 3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

# 【東海地震関係】



## (1)「東海地震」について

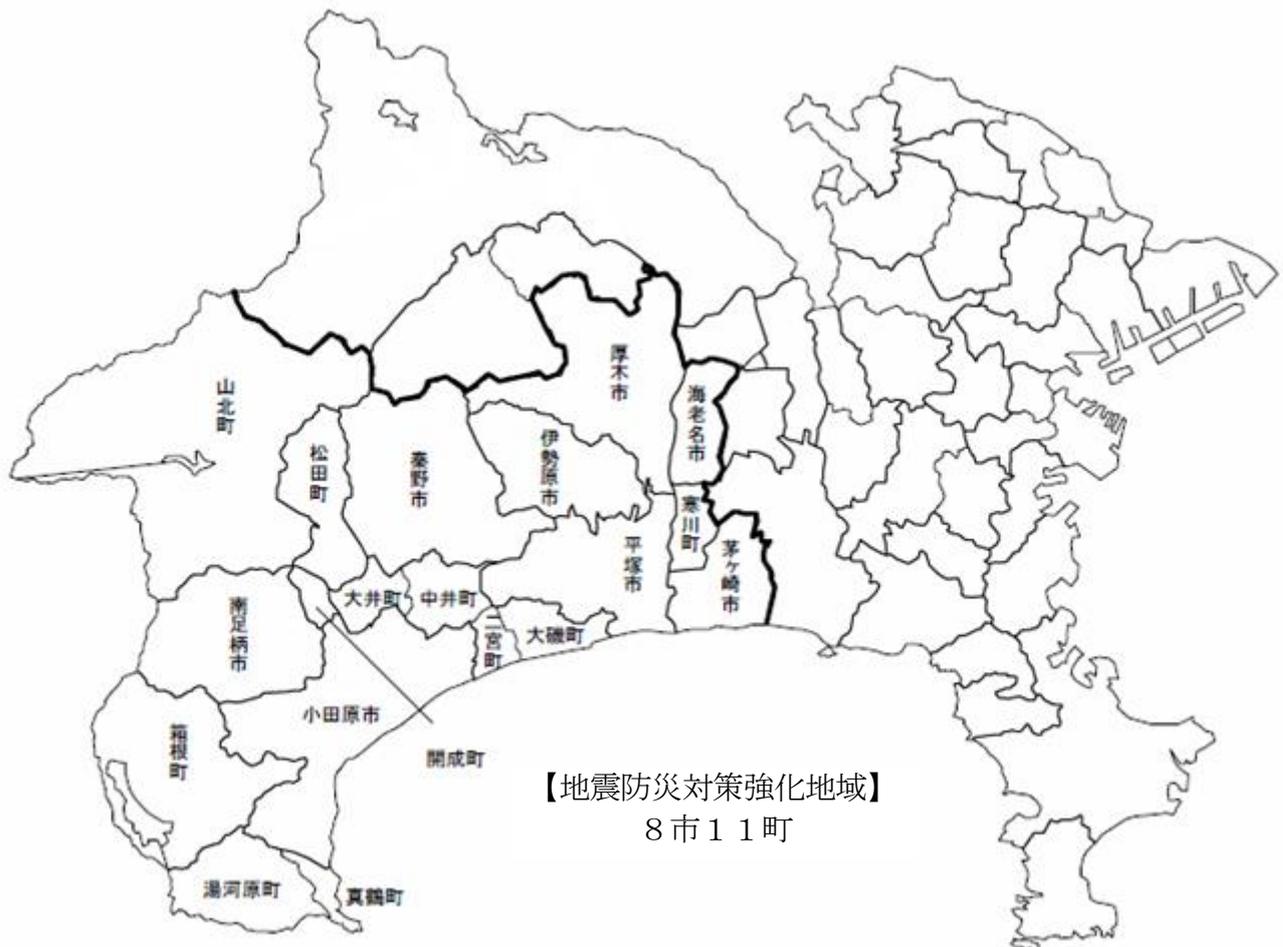
### ア. 東海地震とは

東海地震は、前兆（地震前の異常な現象）が検知できる可能性があると考えられている、東海沖を震源とする地震である。東海地方では常に地震のデータを観測しており、気象庁ではそこから得られた情報から危険度を決め、「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、東海地震は、前兆現象が捉えられないまま突発的に発生する場合もある。また、それ以外の大きな地震が起こることも考えられる。

### イ. 神奈川県内では

神奈川県内においては、東海地震が発生すると全県において震度5弱以上の揺れが想定され、特に震源に近い県西部の一部では、震度6弱以上の揺れが想定される。そのため、被害が大きいと予想される県西部地域の8市11町が、「地震防災対策強化地域」として指定されている。



## (2) 「東海地震に関連する情報」について

平成16年1月5日から、国の「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災計画」の修正に伴い、「東海地震に関連する情報」が発表されることになった。

「東海地震に関連する情報」には、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の3種類がある。

情報の種類	情報の内容（レベル）	社会生活等	交通機関の対応	学校での対応	
 高 危険性 低	<b>東海地震予知情報（※）</b>	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発令される</li> <li>津波や崖崩れ等の危険地域からの住民避難</li> <li>交通規制</li> <li>百貨店等の営業中止など</li> </ul>	強化地域内の鉄道・バスは原則として運行中止	保護者が引き取りにくるまで生徒を学校で保護することを原則とする
	<b>東海地震注意情報（※）</b>	観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表	防災準備行動がとられる <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、児童生徒の帰宅等の安全確保対策</li> <li>救助部隊、救急部隊等の派遣準備</li> </ul>	原則として平常運行	保護者が引き取りにくるまで生徒を学校で保護することを原則とする
	<b>東海地震に関連する調査情報（臨時）（※）</b>	東海地域に関連する現象について調査が行われた場合に発表	防災対応は特になし	原則として平常運行	情報収集に努めながら、平常どおりの活動を行う

※各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

# 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等
<p><b>東海地震 予知情報</b></p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p><b>「警戒宣言」</b>に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●警戒宣言が発せられると           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部が設置されます</li> <li>○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p><b>東海地震 注意情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます           <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます</li> <li>○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます</li> </ul> </li> </ul>  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p><b>東海地震 に関連する 調査情報</b></p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p><b>臨時</b></p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <hr/> <p><b>定例</b></p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

出典：気象庁HP

([http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tokai/tokai\\_info\\_transmit.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tokai/tokai_info_transmit.html))



## 私鉄各社(つづき)

機関	強化地域内	強化地域外	
		警戒宣言当日	翌日以降
相模鉄道(株)	○原則として運行中の列車等は最寄りの安全な停車場まで運転し、以後の運転を休止	○横浜駅～大和駅間、二俣川駅～湘南台駅間で、50km/h以下により運行	
東京急行鉄道(株) 京浜急行鉄道(株) 京王電鉄(株)		○現行ダイヤを使用して減速走行 なお、輸送力は平常ダイヤより減少	
箱根登山鉄道(株)	○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止 ○小田急列車については、原則として東海地震予知情報を受けた時点より乗り入れは行わない		
伊豆箱根鉄道(株)	○列車は別に指定する最寄り駅まで45km/h以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転は休止		
江ノ島電鉄(株)		○旅客の状況等を考慮し、地震ダイヤを作成して運行を確保	○同左
横浜市高速鉄道 (横浜市営地下鉄)			○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
横浜新都市交通(株)		○現行ダイヤによる減速運転。	○同左
湘南モノレール(株)		○東海地震注意情報で減速し、15分間隔で運行。東海地震予知情報(警戒宣言発令)で最寄り駅に停車・待機。	

## イ. バス

機関	強化地域内	強化地域外
各社	○各社の定めるところに従い運転を中止。	○減速し、可能な限り運行を継続。

## ウ. 道路

警戒宣言発令時には、強化地域内への流入制限、緊急輸送路への流入制限が行われる。また、走行中の車は低速走行に規制される。



# 【風水害（土砂災害）関係】



# 風水害に関する情報について

雨の強さと降り方 (平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)								
1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況	
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる	
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる	
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる						雨による大規模な災害の発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。  
この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

出典：気象庁HP ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo\\_hp/amehyo.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/amehyo.html))

風の強さと吹き方 (風速の単位は m/s)									
(平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 19 年 4 月一部改正)、(平成 25 年 3 月一部改正)									
風の強さ (予報用語)	平均風速	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速	
やや強い風	10 以上 15 未満	～ 50km/h	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
強い風	15 以上 20 未満	～ 70km/h		高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業は極めて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。		屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。
非常に強い風	20 以上 25 未満	～ 90km/h	高速道路の自動車		何かにつかまっていなくて立ってられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40
	25 以上 30 未満	～ 110km/h							
猛烈な風	30 以上 35 未満	～ 125km/h	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50	
	35 以上 40 未満	～ 140km/h					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。		60
	40 以上	140km/h ～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨建造物で変形するものがある。		

(注1) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が生じたり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

出典：気象庁HP ([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo\\_hp/kazehyo.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/kazehyo.html))

## 土砂災害に関する情報について

### ○ 土砂災害から身を守るために知っておきたい3つのポイント

土砂災害から身を守るためには、私たち一人ひとりが土砂災害に対して日頃から備えておくことが重要です。ここでは、土砂災害から身を守るために最低限知っておくべき3つのポイントを紹介します。

#### (1) 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認する

土砂災害発生のおそれのある地区は「土砂災害危険箇所」とされています。普段から自分の家が土砂災害危険箇所にあるかどうか、[国土交通省砂防部のホームページ](#)等で確認しましょう。詳しくは、市町村役場にお問い合わせください。

\*ただし、土砂災害危険箇所でなくても、付近に「がけ地」や「小さな沢」などがあれば注意してください。

#### (2) 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。[気象庁ホームページ](#)や各都道府県の砂防課などのホームページで確認できるほか、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。大雨による電波障害や停電などいざというときのために携帯ラジオを持っておくとよいでしょう。都道府県や市町村によっては、携帯電話などに自動的に土砂災害警戒情報を教えてくれるサービスもあります。

#### (3) 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する

お住まいの地域に土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難しましょう。また、強い雨や長雨のときなどは、市町村の防災行政無線や広報車による呼びかけにも注意してください。

お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難させることが大事です。

また、土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

○ 土砂災害の前兆現象にも注意しましょう

土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3つの種類があり、これらが発生するときには、多くの場合、何らかの前兆現象が現われます。下に挙げたものは主な前兆現象です。こうした前兆現象に気づいたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難することが大切です。

がけ崩れ	地すべり	土石流
		
<p>斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象です。崩れ始めてから、崩れ落ちるまでの時間がごく短く、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、人命を奪うことの多い災害です。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。移動する土塊の量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。</p>	<p>山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p>
<p><b>がけ崩れの前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がけにひび割れができる</li> <li>● 小石がパラパラと落ちてくる</li> <li>● がけから水が湧き出る</li> <li>● 湧き水が止まる</li> <li>● 湧き水が濁る</li> <li>● 地鳴りがする</li> </ul>	<p><b>地すべりの前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地面がひび割れたり陥没したりする</li> <li>● がけや斜面から水が噴き出す</li> <li>● 井戸や沢の水が濁る</li> <li>● 地鳴り・山鳴りがする</li> <li>● 樹木が傾く</li> <li>● 亀裂や段差が発生する</li> </ul>	<p><b>土石流の前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山鳴りがする</li> <li>● 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める</li> <li>● 腐った土の匂いがする</li> <li>● 雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>● 立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる</li> </ul>

出典：政府広報オンライン

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201106/2.html>)

# 特別警報について

## 1 特別警報とは

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

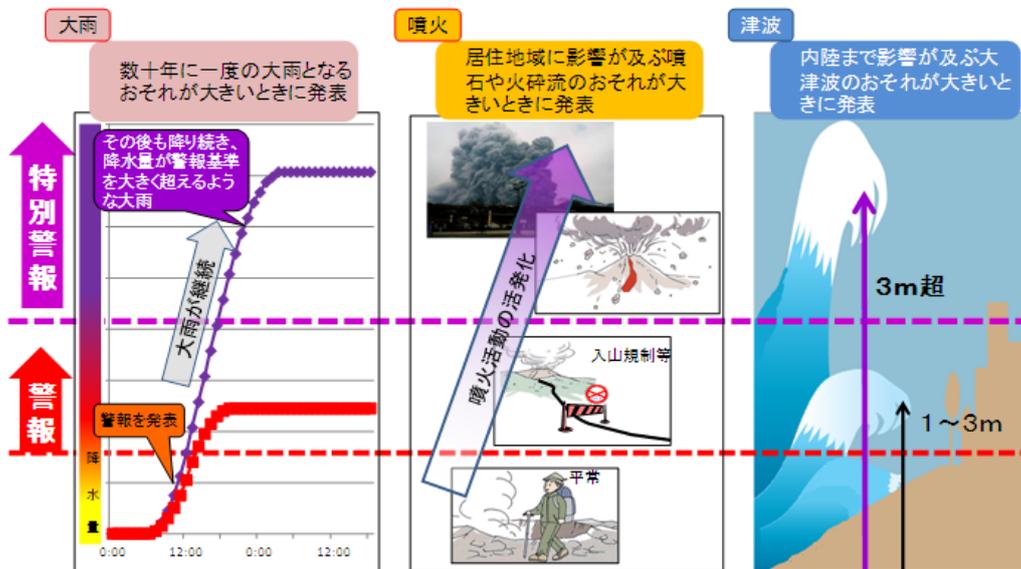
「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

## 「特別警報」イメージ



## 2 「特別警報」の発表基準、警報・注意報の関係について

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めています。

大雨、津波、火山、地震（地震動）など各現象に対する特別警報の発表基準は以下をご覧ください。

○気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」\*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

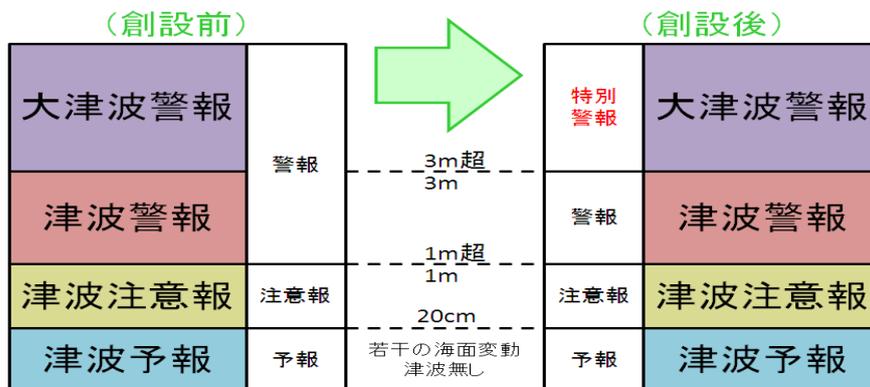
これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

・特別警報の創設による津波警報体系

大津波警報を特別警報と位置づけています。



（注）法律上厳密にいうと、特別警報も警報の一部であり、警報及び注意報も予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

・特別警報の創設による地震動警報体系

緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報と位置づけています。



〈注〉法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

※ 特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。特別警報の運用開始以降も、警報や注意報は、これまでどおり発表されます。大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

### 3 「特別警報」が発表されたら

- すべての現象に共通すること

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

経験したことの無いような異常な現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。

この数十年間災害の経験が無い地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

- 気象の場合

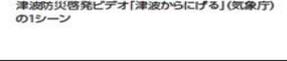
## 気象警報等発表時における市町村や住民の対応例

	気象警報等の種類							市町村の対応	住民の行動			
	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪					
	(土砂災害)	(浸水害)										
特別警報 (重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい)	土砂災害警戒情報	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ</li> <li>特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)</li> </ul>		
警報 (重大な災害の起こるおそれ)		大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報			<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の呼びかけ</li> <li>必要地域に避難勧告・指示</li> <li>応急対応態勢確立</li> <li>必要地域に避難準備(要援護者避難)情報</li> <li>避難場所の準備、開設</li> <li>警報の住民への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早めの自主避難、又は市町村の勧告・指示による避難</li> <li>暴風警報については、安全な場所に退避</li> <li>日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報</li> <li>危険な場所に近づかない</li> <li>避難の準備をする</li> </ul>
注意報 (災害の起こるおそれ)		大雨注意報		強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報				

- 津波の場合

ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
特別警報 大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。  ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！ 	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。  (10mを超える津波により木造家屋が流失)
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン 	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。  豊後町提供 (2003年)
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 

・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。  
 ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。  
 ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

・火山噴火の場合

警戒が必要な範囲からの避難や避難の準備をしてください。

・地震(地震動)の場合

震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけます。とるべき行動に変更はありません。  
 周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保してください。

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音(報知音)を覚えておく必要があります。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。

出典：気象庁HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>)

# 【火山災害関係】

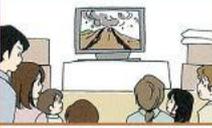


## 噴火警戒レベル（「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」）について

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。

噴火警戒レベルの活用にあたっては以下の点に留意する必要があります。

- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限りません（下がるときも同様です）。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なります。
- ・降雨時の土石流等、噴火警報の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも留意してください。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

注1：住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2：避難・避難準備や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。

注3：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域（想定火口域）を意味します。あらかじめ噴火場所（地域）を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。

注4：火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生」（噴火警戒レベル5の場合）等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

出典：気象庁HPより抜粋 ([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level\\_toha/level\\_toha.htm](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm))

# 富士山の 噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

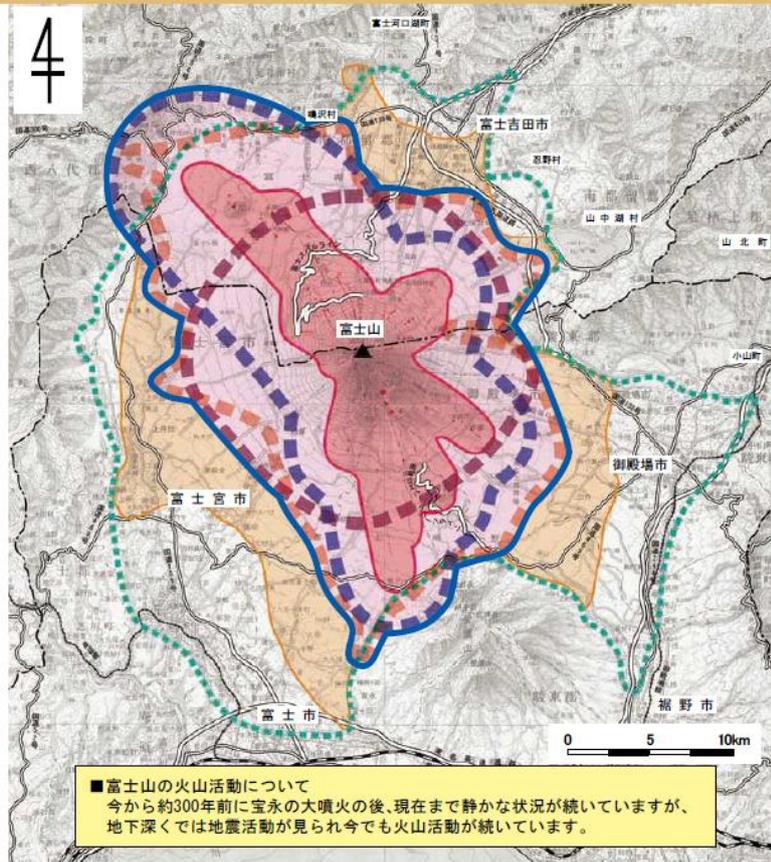
## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### ■ 富士山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

- 富士山では、噴火した時に影響が及ぶ可能性の高い範囲を以下のように推定しています（全ての範囲が同時に危険になるわけではありません）
- 火口ができる可能性の高い範囲
- 噴火しそうな時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲（火砕流、噴石、溶岩流の影響が及ぶ可能性の高い範囲を重ねたものです）
- 火砕流の流下範囲
- 噴石の到達範囲
- 溶岩流（3時間以内に山頂から流下する範囲）
- ※積雪時には融雪型火山泥流の到達範囲も対象になります。
- 溶岩流が24時間以内に到達する範囲



#### 噴火警戒レベルと必要な防災対応

##### ■ 噴火する前の段階

- ・レベル5（避難）及びレベル4（避難準備）の3つの範囲での避難準備及び必要者避難等
- ・レベル3（入山規制）の範囲での活動自粛等
- ・レベル2（火口立入規制）限定的な危険地域の立入規制等
- ・レベル1（活火山であることに留意）特になし

##### ■ 噴火開始後の段階

状況に応じて対象範囲を判断することになります。

■ 富士山の火山活動について  
今から約3000年前に宝永の大噴火の後、現在まで静かな状況が続いていますが、地下深くでは地震活動が見られ今でも火山活動が続いています。

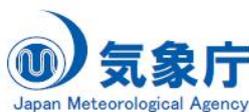
■ この図は、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会、平成16年6月）に基づいています。

■ 富士山の噴火警戒レベルは地元自治体と協議して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等は地域防災計画等で定められておりますので詳細については富士山周辺の下記自治体\*にお問い合わせください。

\*静岡県、富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、小山町、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、身延町、神奈川県



本誌子は、FSC認証紙および植物油インクを使用しています。



#### 気象庁地震火山部火山課 火山監視・情報センター

TEL : 03-3212-8341 (内線4526) <http://www.jma.go.jp/>

■ 甲府地方気象台 防災業務課 TEL:055-222-9101

<http://www.jma-net.go.jp/kofu/>

■ 静岡地方気象台 防災業務課 TEL:054-286-3521

<http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/>

■ 横浜地方気象台 防災業務課 TEL:045-621-1999

<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

問い合わせ先



## 富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火（864～865年）：                      北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火（800～802年）：                      北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：                      地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月14日まで（噴火開始数日前）：                      山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月3日以降（噴火開始十数日前）：                      山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。  
 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。  
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。  
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

# 箱根山の噴火警戒レベル

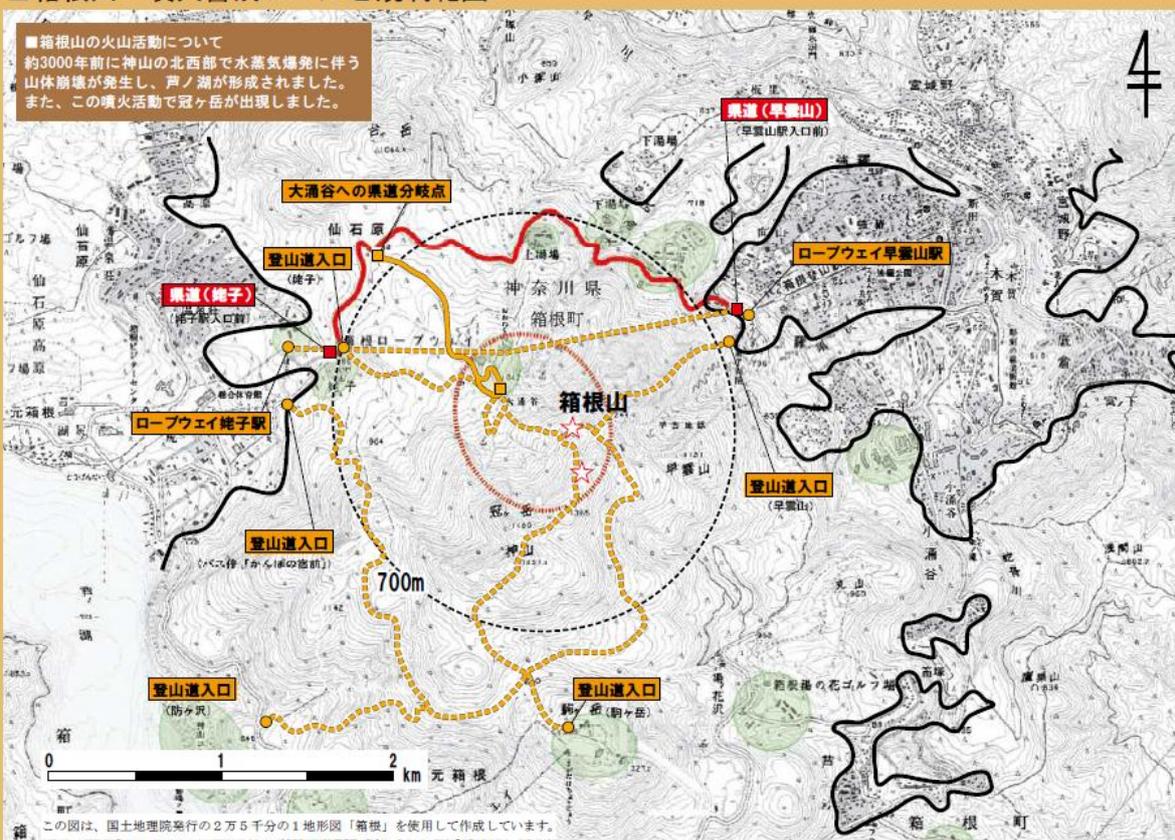
— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### ■箱根山 噴火警戒レベルと規制範囲

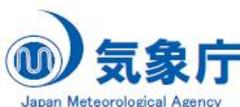


●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

- レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等。
- レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。
- レベル3（入山規制）：想定火口域から700m程度以内の立入禁止。  
県道は通行できません。
- レベル2（火口周辺規制）：想定火口域周辺の立入禁止。  
県道、登山道等は通行できません。
- レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域内の立入規制等。

- : 規制道路
- - - : 登山道、ロープウェイ
- ☆ : 過去の火口
- : 居住区域
- : 保全対象施設
- : 想定火口域

■この図は「箱根町火山防災マップ」（箱根町、平成16年3月）に基づき作成しています。  
■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根火山対策連絡会議と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター

TEL: 03-3212-8341(内4526) <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

■横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999

<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

□箱根町防災課 TEL: 0460-85-9562

本冊子は、FSC認証紙および植物性インクを使用しています。



## 箱根山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <b>過去事例</b> 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生</li> <li>●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●小規模噴火が発生し、火口から約2 km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 <b>過去事例</b> 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●一時的な地震の増加。 <b>過去事例</b> 2006年9～11月：一時的な地震の増加 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇</li> </ul>

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※このレベルは地元自治体・関係機関等と協議して作成したものです。  
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

# 降灰予報について

## ○降灰予報とは

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらします。気象庁が平成20年より発表している降灰予報では、降灰の量に関する予測がお伝えできていませんでしたが、平成27年3月にスタートした新しい降灰予報では量の予測を含めた予報として、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るのかについて、詳細な情報をお伝えします。また、活動が活発化している火山では、もしも今日、噴火が起こるとしたら、この範囲に降灰があります、という事前の情報も提供します。さらに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報します。

## ○情報発表の流れ

### ① 降灰予報（定時）

- ・噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して発表します。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表します。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。

### ② 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。
- ・「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度）発表します。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供します。

### ③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。
- ・「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表します。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供します。

## ○降灰量階級表

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
<b>多量</b>	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<b>外出を控える</b> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる	<b>運転を控える</b> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がけへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
<b>やや多量</b>	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<b>マスク等で防護</b> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<b>徐行運転する</b> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（おおよそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
<b>少量</b>	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	<b>窓を閉める</b> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<b>フロントガラスの除灰</b> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

出典：気象庁HPより抜粋 ([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf\\_guide.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html))

## 主な火山被害について

火山は時として大きな災害を引き起こします。災害の要因となる主な火山現象には、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰、火山ガス等があります。また、火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなります。

特に、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流は、噴火に伴って発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、防災対策上重要度の高い火山現象として位置付けられており、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要です。

<p>大きな噴石</p>	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っています。</p> <p>被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られますが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要です。</p>	 <p>浅間山の噴石（平成17年8月4日）</p>
<p>火砕流</p>	<p>高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象です。</p> <p>規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生します。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象です。</p> <p>流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達します。</p> <p>火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要です。</p>	 <p>雲仙岳の火砕流（平成6年6月24日）</p>
<p>融雪型火山泥流</p>	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象です。</p> <p>流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象です。</p> <p>積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前にあらかじめ避難が必要です。</p>	 <p>十勝岳の融雪型火山泥流(大正15年5月24日)</p>

<p>溶岩流</p>	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るものです。</p> <p>通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化します。</p> <p>地形や溶岩の温度・組成にもよりますが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能です。</p>	 <p>伊豆大島噴火の溶岩流（昭和61年11月19日）</p>
<p>小さな噴石・火山灰</p>	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下します。</p> <p>小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合がありますが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができます。</p> <p>火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼします。</p>	 <p>三宅島の降灰（平成12年7月16日）</p>
<p>火山ガス</p>	<p>火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出されます。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生しています。</p> <p>2000年からの三宅島の活動では、多量の火山ガス放出による居住地域への影響が続いたため、住民は4年半におよぶ長期の避難生活を強いられました。</p>	 <p>火山ガスを大量に含む噴煙（三宅島 2002年1月）</p>

火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなります。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあります。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらします。

火山噴火後の土石流や泥流のおそれがある場合、国土交通省の緊急調査に基づく「土砂災害緊急情報」を踏まえ、気象台は、気象情報（予想雨量の情報）を発表します。噴火後に雨が予想されている時は、川の近くや谷の出口に近づかないようにしましょう。



土石流被害を受けた家屋  
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所提供

出典：気象庁HPより抜粋 (<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/volsaigai/saigai.html#kohai>)



【その他】



## 参考となるホームページ

- 神奈川県ホームページ 防災・災害情報  
<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/bousai/portal/index.html>
- 横浜地方気象台ホームページ  
<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>
- 気象庁ホームページ  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 同「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）：全国」  
<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
- 国土交通省ホームページ「川の防災情報」  
<http://www.river.go.jp/>
- 同「XバンドMP レーダー雨量情報（試験運用）」  
<http://www.river.go.jp/xbandradar/>
- 神奈川県ホームページ かながわの砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420226/>
- 同 県砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報  
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

※ここに記載した URL は平成 27 年 6 月現在のものです。